

第2 行政評価・監視の結果

1 卸売市場改革の一層の推進

(1) 卸売市場の再編

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>農林水産省は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）第3条第1項に基づき、平成19年4月12日に「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」（平成19年農林水産省告示第492号。以下「構造改善基本方針」という。）を策定し、これに基づき、流通機構の合理化及び流通機能の高度化の観点から食品の流通部門の構造改善等を促進するための各種施策を実施している。</p> <p>構造改善基本方針では、生鮮食料品等の流通の基幹的インフラである卸売市場について、「卸売市場改革の推進」として、「卸売市場については、卸売市場法（昭和46年法律第35号）等に基づく卸売市場の再編・合理化、商物分離電子商取引によるダイレクト物流導入市場の拡大、卸売手数料の弾力化、卸売市場管理運営への民間活力の導入等により、一層効率的な卸売市場流通を推進する」とされている。</p> <p>また、農林水産省は、卸売市場法第4条第1項に基づき、おおむね5年ごとに卸売市場の整備を図るための基本方針を定めており、平成16年10月1日に、22年度を目標年度とする第8次の「卸売市場整備基本方針」（以下「第8次整備方針」という。）を策定し、卸売市場の再編等に取り組んでいる。さらに、農林水産省は、卸売市場法第5条第1項に基づき、おおむね5年間を対象とする中央卸売市場の整備を図るための計画を定めており、平成17年3月31日に、17年度から22年度までの間を計画期間とする第8次の「中央卸売市場整備計画」（以下「第8次整備計画」という。）を策定し、中央卸売市場運営の広域化、地方卸売市場への転換、他の卸売市場との統合による市場機能の集約等の再編措置を推進している（注）。</p> <p>（注） 農林水産省は、平成22年10月26日に、27年度を目標年度とする第9次の「卸売市場整備基本方針」を、23年3月31日に、同年度を目標年度とする第9次の「中央卸売市場整備計画」を策定している。</p>	<p>表 1-(1)-① 表 1-(1)-②</p> <p>表 1-(1)-③</p>
<p>【調査結果】</p> <p>第8次整備方針では、卸売市場の適正な配置を図るため、再編の対象となる中央卸売市場を判断する指標として、取扱数量が市場開設区域内の需要量未満であること等、4指標を定めている（以下この項目において、この4指標を「再編基準」という。）。既存の中央卸売市場のうち再編基準の3以上の指標に該当する場合、当該市場の開設者は、市場運営の広域化、地方卸売市場への転換、市場の廃止等の再編のための取組を検討し、早期に具体的な取組内容及びその実施時期を決定することとされている。</p> <p>農林水産省は、第8次整備計画を策定する前に、平成12年から14年までの3か年の平均取扱数量等からみて再編基準の3以上の指標に該当することとなる既存の中央卸売市場（以下この項目において「再編対象市場」という。）の開設者に対し、再編のための取組内容及びその実施時期を決定するよう求めている。その上で、これらが決定された市場を平成17年3月に第8次整備計画に掲載するとともに、同計画に掲載</p>	<p>表 1-(1)-④ 表 1-(1)-⑤</p>

されていない再編対象市場であっても、同月後に当該市場の開設者が取組内容及びその実施時期を新たに決定した場合には、その都度同計画の一部改定を行って当該市場を同計画に盛り込んでいる。

今回、第8次整備計画の進捗状況を調査したところ、平成22年度末までに再編が予定されていた15市場は、計画どおり再編を終えている。

また、上記の再編対象市場以外の27中央卸売市場について再編基準の該当状況を調査したところ、平成19年度以降、再編基準の3以上の指標に該当しているものが1市場みられたが、当該市場は、再編措置について決定しておらず、22年10月末現在、第8次整備計画に盛り込まれていない(注)。なお、第8次整備方針では、第8次整備計画策定後に取扱数量等の再編基準に該当した場合、市場機能の強化の観点から自主的に再編に取り組むものとされている。

(注) 当該市場は、農林水産省の第9次「中央卸売市場整備計画」(平成23年3月31日策定)には、「再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場」として記載されている。

これは、農林水産省が「中央卸売市場整備計画」を策定する際、あらかじめ再編の対象となる中央卸売市場の範囲を限定して定めていることによるものである。しかし、卸売市場の適正な配置を一層推進するためには、当該中央卸売市場の設定後に再編基準の3以上の指標に該当することとなった中央卸売市場についても、同計画に盛り込むこと等により再編のための取組を推進することが重要である。

このため、農林水産省は、既存の中央卸売市場が再編基準に該当するかどうかを把握し、新たに該当することが明らかとなった場合には、当該市場の名称を公表するとともに、当該市場に対して対応措置を国に報告させ、当該措置が不十分であるときは、「中央卸売市場整備計画」に盛り込むなど再編に向けた指導を行うことが必要であると考えられる。

都道府県は、卸売市場法第6条第1項に基づき、「都道府県卸売市場整備計画」を定めることができるとされており、同条第2項において、その内容は「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」に即するものでなければならないとされている。

また、第8次整備方針では、地方卸売市場における集荷力の低下傾向を踏まえ、地域における生鮮食料品流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、「都道府県卸売市場整備計画」に地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場(他の卸売市場との統合又はこれと連携して集荷・販売活動を行う地域拠点市場)を必要に応じて定めることとされている。

今回、21都道府県の「都道府県卸売市場整備計画」について調査したところ、22年度末の再編市場数(目標数)を明示しているものは11県みられたが、同目標に対する21年度末現在の再編市場数の割合をみると、地域の生鮮食料品等の流通事情を反映しながら計画的に再編を進める県がある一方で、①進捗率が0%のもの(2県)、②進捗率が13.3%から16.7%までの間にあり低いもの(4県)等、地方卸売市場の再編が進捗していない状況も見受けられる。

このため農林水産省は、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通の確保及び卸売市場における流通の効率化を図る観点から、「都道府県卸売市場整備計画」についても、

表 1-(1)-⑥

表 1-(1)-⑦

表 1-(1)-⑧

計画に盛り込まれた再編目標が達成されるよう必要な助言、指導等を行うことが重要であると考えられる。

(注) 卸売市場法第72条第2項では、「国及び都道府県は、中央卸売市場整備計画又は都道府県卸売市場整備計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。」とされ、地方卸売市場の適正な配置を実現するため都道府県に対し必要に応じて助言・指導を行うよう努めることとされている。

【所見】

したがって、農林水産省は、卸売市場の適正な配置を促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 中央卸売市場整備計画策定後に再編基準の3以上の指標に該当することとなった中央卸売市場について、再編指標の該当状況を把握・公表するとともに、該当市場に対し、対応措置を報告させること。また、対応措置が不十分である場合には、必要に応じ整備計画に盛り込むなどの再編に向けた指導を行うこと。
- ② 都道府県卸売市場整備計画の達成のため、同計画の進捗状況を把握・分析し、その結果を踏まえ、都道府県に必要な助言を行うこと。なお、その際は、地方公共団体の自主性・自立性に配慮すること。

（目的）

第一条 この法律は、食品の流通部門の構造改善を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条

1・2 （略）

3 この法律において「卸売市場機能高度化事業」とは、次に掲げる事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 卸売市場（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第九号の中欄に規定する付設集団売場を含む。以下同じ。）を開設する者又は卸売市場において卸売の業務若しくはこれと密接な関連を有する業務を行う者で政令で定めるもの（以下「卸売市場開設者等」という。）が、次に掲げる措置のすべて又は相当部分を実施することにより卸売市場の機能の高度化を図る事業

イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

ロ セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

ハ 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

ニ 卸売市場開設者等のうち政令で定めるものの経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

二 卸売市場を開設する者が、他の卸売市場を開設する者と連携して前号イからニまでに掲げる措置のうち一又は二以上のものを実施することによりこれらの卸売市場の機能の高度化を図る事業

4～6 （略）

（基本方針）

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品の流通部門の構造改善の基本的な方向

二 次に掲げる事業の実施に関する基本的な事項

イ 食品生産製造等提携事業

ロ 卸売市場機能高度化事業

ハ 食品販売業近代化事業

ニ 食品商業集積施設整備事業

ホ 新技術研究開発事業

三 前号に掲げるもののほか、食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要事項

四 一般消費者の利益の増進、農林漁業の振興その他の食品の流通部門の構造改善に際し配慮すべき重要事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表するものとする。

（注）下線は、当省が付した。

「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」
(平成 19 年 4 月 12 日農林水産省告示第 492 号) (抜粋)

食品は、生活を営む上で最も基礎的な物資であり、食品の流通部門は、全国各地の農林漁業者や食品製造業者等が生産・製造している食品のみならず、世界各国から輸入される多種多様な食品を、安定的かつ効率的に消費者に供給するという極めて重要な役割を果たしている。

我が国は、総人口が平成 16 年の約 1 億 2,800 万人をピークに減少局面に入る等少子・高齢、人口減少社会を迎え、女性のさらなる社会進出、世帯員数の減少と高齢者世帯の増加等、今後とも社会構造が大きく変化していくことが予想される。また、集団食中毒、BSE の発生、基準値を超える農薬の残留等、食の安全をめぐる問題の発生を受け、国民の食の安全に対する関心は高い状態にある。

こうした状況を背景に、食品の流通部門においては、世帯構造の変化に伴う販売単位の小口化、中食や調理が簡便な食品を提供する総菜宅配等の事業への活発な参入、また、食の安全やこだわりといった消費者意識を反映して、インターネット等による販売の増加、有機食品等の品揃えに配慮した店舗展開等がなされる等、様々な業態変化が見られる。

他方、我が国経済のグローバル化が進展している中で、我が国の食料自給率を高め、平成 27 年度に供給熱量ベースの食料自給率を 45 % とする目標を確実に達成していくためには、国産農林水産物の競争力を強化することが急務となっており、流通段階を含む食料供給コストの縮減を図ることが喫緊の課題となっている。

食品の流通部門は、一義的には、関係業者による創意工夫とその努力により発展してきており、今後とも民間主導による業界発展の構図は基本的に変わらないものの、流通構造の合理化に向けた社会基盤の整備、各種ガイドラインの策定等、政府として取り組むべき課題も少なくない。

平成 14 年 4 月に第 3 次基本方針が策定されて以後、新たな食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）が策定され、①食品産業の競争力の強化に向けた取組、②食品産業と農業の連携の強化等の食品流通施策が掲げられているほか、第 8 次卸売市場整備基本方針（以下「第 8 次方針」という。）等において食品流通に関する施策の方向性が打ち出されているところである。

このため、本基本方針では、これらを根拠法である食品流通構造改善促進法（以下「法」という。）の目的である流通機構の合理化と流通機能の高度化という観点から横断的に整理しつつ、来るべき 5 年間を見据え、政府として、食品の流通部門の構造改善を促進するための施策の方向性を提示するものである。

第 1 食品の流通部門の構造改善の基本的な方向

食品の流通部門は、その用途と商品の特性から、産地から消費者への生鮮食品の流通、産地から食品製造業者、外食業者といった加工・業務用需要者への生鮮食品の流通、食品製造業者から消費者への加工食品の流通に大別され、各流通には輸入品が加わる。

我が国の食料消費は、社会構造の変化を背景とした食の外部化が進展する中で、中食を含む加工食品が増加しており、食品の流通においても、加工食品に係る流通の比重が高まっていると考えられる。

〔産地から消費者への生鮮食品の流通〕

産地から消費者への生鮮食品の流通は、全国各地の農林漁業者から供給される短期的に流通量の変動し、保存性が低い農林水産物を、全国各地に鮮度を保持しつつ、短時間で大量に輸送させる必要がある。この流通においては、商品の迅速な集荷、分荷や適正な価格形成が重要であり、その役割の多くを卸売市場が担っている。しかし、各商品の流通の広域化や取引の多様化、鮮度の良い食品を求める消費者ニーズ等に対応しつつ、生鮮食品を消費者に安定的に供給していくためには、新たな卸売市場制度の下で、安全で効率的な卸売市場流通への改革が必要である。また、消費者に直に接する食品小売業においては、世帯構造の変化等を踏まえた販売方法の工夫が見られるほか、食に対するこだわりや利便性を求める消費者の産地からの直接購入、直売所による生産者の販売等流通経路は多様化しており、それぞれのニーズに応じた取組を行う必要がある。

〔産地から加工・業務用需要者への生鮮食品の流通〕

産地から加工・業務用需要者への生鮮食品の流通のうち、食品製造業者や大規模な外食業者（以下「食品製造業者等」という。）への流通は、これら業者による輸入、農協等の生産者サイドとの直接的取引や産地市場からの原料調達为主体である。一方、多くの外食業者への流通は卸売市場を経由したものとなっている。このような中、生産者が、価格や数量・品質の安定性等において、食品製造業者等のニーズに十分応え切れていないことから、加工・業務用需要者に仕向けられる国産の農林水産物及び食品の割合は近年低下傾向にある。消費者の国産志向への対応や高品質化のため、国内調達を増やす動きもあり、中食を含む加工食品の消費が増加する中で、我が国の食料供給力を高めるためには、この分野における国産原材料比を引き上げることが重要であることから、加工用での、家計消費には向かない規格の利用といった実態も踏まえた、需要先に応じた多様

な規格への対応、定時・定量の出荷、一次加工とその際の高度な品質管理等、実需者である食品製造業者等と生産者の連携を、卸売市場を介したものも含め強化する必要がある。

〔食品製造業者から消費者への加工食品の流通〕

食品製造業者から消費者への加工食品の流通は、一定程度保存性のある加工食品を需要動向に合わせて流通させるものであり、食品製造業者から、直接又は卸売業者を介して、これら事業者が各地区に整備した配送センターから、小売業者の各店舗に配送している。個々の事業者において、配送センターの省力化、多温度帯対応のトラックでの配送等省コスト化が進められているが、事業者により配送用容器の規格が異なる等合理化を必要とする部分がある。

なお、大別した3つの流通において、消費者の食の安全への関心に応えていくための食品に付随する情報の伝達や、流通コストを縮減するための容器の規格、取引情報の統一化といった社会基盤の整備は、共通する課題であり、事業者間又は業種間の連携を強化し対応する必要性がある。

以上のような認識に立脚し、流通機構の合理化及び流通機能の高度化を図るための構造改善を促進する取組を行う。

1 流通機構の合理化のための構造改善

食品の流通部門においては、事業者間競争の中で、合理化が図られているものの、事業者の更なる取組や関係者による広範囲の連携を推進し、流通機構の合理化を図っていく必要がある。

（1）流通の各段階におけるコスト縮減

地球温暖化等の環境問題や世界的な食料需要の高まりを背景に、世界中長期的な食料需給には多くの不安定要因が存在している。我が国は、供給熱量ベースで食料の6割を海外に依存し、かつ特定国への輸入依存度が高い等、我が国の食料供給構造には脆弱性が内在している。一方、経済のグローバル化に伴い、食品を含む大量の物資の国境を越えた流通が活発化している中で、我が国の食料自給率を高め、国産農林水産物の安定した供給体制を構築するには、実需者である食品産業及び消費者のニーズに応える食料供給であるとともに、供給コストの縮減を図ることが重要であることから、効率的な流通を指向していく必要がある。

日常的に民間主導で効率化やコスト縮減に向けた努力が行われているものの、通い容器や電子タグの普及に代表されるように、各流通段階の関係者の参加を要する取組や、開発中の技術を用いた実証試験、規格の標準化等、民間主導の取組では困難なものもある。

このため、これら効率化や合理化に大きな効果が期待できる取組を促進することにより、平成18年9月に農林水産省がとりまとめた「食料供給コスト縮減アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を着実に推進し、流通の各段階における食料供給コストの縮減を実現する。

（2）多元的な流通経路の形成

社会構造や消費者意識の変化、有機農業等消費者の多様なニーズに対応した農業生産活動の展開、情報技術を始めとした技術革新等を背景に、従来の卸売市場を中心とした流通に加え、量販店等と産地との直接取引、生産者サイドによる直売所の運営、インターネットを活用した生産者からの直接販売等産地と消費者の間に多くの販売経路が形成されている。提供される食品の形態も、消費者の簡便化志向等を背景とした中食・外食を通じた食品の提供や、カット野菜等の形態での提供が増大しているほか、こうした食品を毎日の食材として提供する宅配サービス、とりわけ近年の高齢単身世帯数の増加等から総菜宅配の取組が拡大する等、多様な流通形態の展開がみられる。また、食品製造業では、国産農林水産物の品種や数量が加工用の需要と一致せず、食品製造業者は、その原材料を海外に求める場合も多いものの、規格指定による契約栽培により産地との直接取引を進める動きや、食品製造を含めた食品関連事業者自らが原材料である農産物の生産に乗り出すといった動きもみられる。

我が国では、多種類、多品種の農林水産物が各地で生産されており、これらを効率的、かつ確実に全国の消費者まで流通させる上で、卸売市場流通は基幹的な役割を果たしており、今後もその重要性は変わらないものと考えられるが食品流通の形態が変化する中で、卸売市場が今後とも我が国の生鮮食料品等の基幹的な流通拠点として十分に機能していくため、卸売市場の整備と併せ、卸売市場関係事業者による積極的な取組が必要である。

このため、多様な実需者・消費者ニーズに適切に対応し、安全で高品質な食品を適切な価格で国民に確実に供給する体制を確保するため、それぞれのニーズに応じた多元的な流通の展開を図りながら、食品の特性を踏まえた産地から消費地までの合理的、効率的な流通を推進する。

また、特産物として広く認識されている地域性豊かな農林水産物等の地域産業資源が存在するが、こ

こうした地域産業資源を原材料とする製品の開発、生産等を促進することは、農林水産業のみならず商品の開発・生産・販売事業を通じて地域経済の活性化にも寄与するものであることから、産地と食品製造業者や販売業者との連携による地域産業資源の活用を積極的に推進する。

(3) 情報ネットワーク化の推進

消費者の求める食品を、適時、適量、高品質を保ったまま供給するためには、販売者と生産者との間の情報伝達が迅速になされるとともに、物流の合理化による短時間での流通を実現していく必要がある。また、食品の安全に係る情報等の商品に付随する情報に対する消費者の関心が高まっており、それらを伝達する重要性が増している。

このため、これらに的確かつ経済性も加味して対応していくためには、ユビキタスコンピューティングに代表される情報技術の活用により、現在、部分的に行われている受発注や在庫管理、配送、決済の電子化等の取組を、生産、流通、小売に至る一連の流通过程で統一的なシステムを展開し、取引の効率化を推進することが重要であり、こうした取組を加速させ流通の合理化を図る必要がある。

2 流通機能の高度化のための構造改善 (略)

第2 構造改善事業の実施に関する基本的な事項

前項で述べた基本的な方向に則し、法第2条に掲げられた食品生産製造等提携事業、卸売市場機能高度化事業、食品販売業近代化事業、食品商業集積施設整備事業及び新技術研究開発事業について、以下のとおり実施するものとする。

1 食品生産製造等提携事業

(1) 目標

多様化・高度化する消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給するとともに、農林水産物を地域産業資源として最大限に活用するため、農林漁業の生産活動と食品の製造活動・販売活動を直接結びつけ、併せてこのために必要となる施設の整備を促進することにより、食品の製造・加工・販売段階における消費者ニーズの適確、迅速な把握及び農林漁業の生産段階への提供、消費者ニーズに対応した食品の生産及び製造・加工又は販売を図ることを目標とする。

(2) 内容

ア 食品製造業者等と農林漁業者等が、(ア) 及び (イ) の措置を実施するとともに、必要に応じて (ウ) の措置を実施するものとする。

(ア) 食品製造業者等と農林漁業者等との間における食品の安定的な取引関係の確立

食品製造業者等と農林漁業者等との間において、取引の対象とする農林水産物の種類、量、価格決定方法、取引期間、消費者の評価等の情報の伝達方法、取引に伴い必要となる施設等に関する事項を盛り込んだ農林漁業投資に関する取決めを締結する。

(イ) 食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置であって、(ア) の措置を実施するために必要な措置であるもの

農林水産物生産施設若しくは農林水産物生産共同利用施設の整備、農業生産法人への出資、食品製造業者等と農林漁業者等とが共同して行う農林漁業関連事業法人の設立のための出資又は農林漁業者若しくは農業協同組合等の所有する食品製造用資産の取得を行う。

(ウ) (イ) の措置と併せて実施する食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置又は品質の優れた食品に対する消費者ニーズに適確に対応するために必要な食品の製造若しくは加工業務用施設の整備であって、(ア) の措置を実施するために必要な措置であるもの
(イ) の措置を行う場合に当該措置を効果的に実施するために必要かつ不可欠な施設を整備する。

イ 食品販売業者等と農林漁業者等が、(ア) 及び (イ) の措置を実施するとともに、必要に応じて (ウ) の措置を実施するものとする。

(ア) 食品販売業者等と農林漁業者等との間における食品の安定的な取引関係の確立

食品販売業者等と農林漁業者等との間において、取引の対象とする食品の種類、量、価格決定方法、取引期間、消費者の評価等の情報の伝達方法、取引に伴い必要となる施設等に関する事項を盛り込んだ取決めを締結する。

(イ) 食品の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備であって、(ア) の措置を実施するために必要な措置であるもの

食品の鮮度等の品質を生産から小売に至る一連の流通行程において保持・管理するために必要となる集出荷施設、処理加工施設、保管・配送施設、販売施設、情報処理施設等を整備する。

- (ウ) (イ) の措置と併せて実施する品質の優れた食品に対する消費者ニーズに適確に対応するために必要な食品販売業務用施設の整備であって、(ア) の措置を実施するために必要な措置であるもの
- 食品販売業者が多様化・高度化する消費者ニーズを適確に把握し、対応するために必要となる処理加工施設、情報処理施設又はアンテナショップ、冷蔵ショーケース等の販売施設を整備する。

2 卸売市場機能高度化事業

(1) 第1号の事業

ア 目標

食料供給コストの縮減を図り、また、食の安全に対する関心の高まり等消費者ニーズの多様化・高度化に対応した物流や卸売市場業務の合理化・効率化、コールドチェーンの確立等品質管理の向上に必要な施設・体制の整備等により、卸売市場の機能の高度化を図ることを目標とする。

イ 内容

次の措置のすべて又は相当部分を実施するものとする。

- (ア) 食品の鮮度保持を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の荷さばき業務用施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置適正な品質管理を行うための施設整備を推進し、卸売市場における品質管理の高度化を図る。

また、産地、卸売市場、小売等各段階での合理化を通じた産地から小売までの流通コストの低減のために必要となる自動仕分搬送保管施設、一貫パレチゼーション等を推進する。

- (イ) せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

せりの機械化等卸売市場の業務の処理体制の合理化及び卸売市場に集積される種々の情報の分析・提供等を通じた産地・小売への利便の増進等のための施設の導入等を図る。

- (ウ) 卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

研修施設等の整備、研修会の実施等により、品質管理を向上させるためのノウハウ等卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上を図る。

- (エ) 卸売業者及び仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等を図るための措置

他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け、異なる卸売市場の卸売業者間の資本提携による支配関係の構築又は仲卸業者の共同事業による営業権の買取り若しくは残存する事業者の事業の多角化により、経営の改善・強化を図る。

(2) 第2号の事業

ア 目標

一定の流通圏において、そこに所在する卸売市場全体として業務運営の合理化・効率化等を推進し、地域における生鮮食品等の円滑かつ効率的な流通体制を整備するため、地域における生鮮食品等の中核的な流通拠点となる地方卸売市場の開設者が、当該地域の他の卸売市場との統合や、連携した集荷・販売活動等を推進することにより、食料供給コスト縮減とともに、地域の卸売市場の機能の高度化を図るものとする。

イ 内容

- (ア) 以下の要件に該当する地方卸売市場の開設者（以下「事業主体」という。）が、(イ) の措置を実施するものとする。

a 直近の取扱金額が50億円以上であるか又は卸売場面積が3000㎡以上である地方卸売市場であって、都道府県卸売市場整備計画において地域における生鮮食品等の集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場に位置付けられているものであること。

b 第2号の事業と併せて第1号の事業が実施される地方卸売市場であること。

c 次の事項を業務規程において定め、都道府県条例で定めるところにより、新規開設の場合にあつては都道府県知事の開設の許可を、変更の場合にあつては都道府県知事の承認を得ることにより、地域拠点市場としての条件を整備している地方卸売市場であること。

(a) 純資産基準額、流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率、資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率その他卸売業者が遵守すべき財産の状況に関する基準

なお、その基準は、中央卸売市場と同等の水準とすることを基本とし、純資産基準額については、卸売業者の純資産基準額(昭和46年6月30日農林省告示第1028号)に、流動資産の合計

金額の流動負債の合計金額に対する比率等については、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第32条の2に定める基準額等に準じたものとする。

(b) 毎事業年度の業務及び財産の状況を記載した書類の備付け及び閲覧に関する事項、帳簿の区分経理に関する事項、販売の委託の申込みに対する引受けの拒否の禁止に関する事項、毎日の卸売の数量及び価格の公表に関する事項その他卸売業者が遵守すべき事項

(イ) 事業主体は、地域拠点市場としてのリーダーシップを発揮しつつ、周辺の地域に所在する卸売市場と連携して、(1)のイの(ア)から(エ)までに掲げる措置のうち一又は二以上のものを実施することにより、当該地域の卸売市場全体の機能の高度化を図るものとする。

3～5 (略)

第3 食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要事項

1 流通機構の合理化のための構造改善の促進

(1) 流通の各段階におけるコスト縮減

食料供給コストを縮減するため、アクションプランに基づく取組を行うとともに、実需者及び消費者ニーズを踏まえた流通の合理化及び効率化を推進する。

ア 卸売市場改革の推進

卸売市場については、卸売市場法(昭和46年法律第35号)等に基づく卸売市場の再編・合理化、商物分離電子商取引によるダイレクト物流導入市場の拡大、卸売手数料の弾力化、卸売市場管理運営への民間活力の導入等により、一層効率的な卸売市場流通を推進する。

イ 物流の効率化

(ア) 通い容器の普及

現在、青果物の輸送においては、ほとんどが段ボール箱によるものであり、通い容器の普及は低位にとどまっている。その要因は、段ボール箱の価格と比較して通い容器のレンタル料に割安感が感じられないこと、物流センターを持たない量販店や青果小売店の通い容器の返還場所となる卸売市場に、回収容器の保管場所や管理システムが未整備であること等が挙げられる。

このため、生産者や卸・仲卸業者、小売業者等に対する普及・啓発を図っていくとともに、卸売市場を中心とする通い容器の円滑な流通を実現するための回収拠点の確保や、通い容器事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、青果物の輸送における通い容器の本格的な普及を推進する。

また、日配品等を中心とした加工食品については、通い容器が相当程度普及しているものの、容器のサイズが統一されていないことから、配送の非効率化を招くとともに、空容器の仕分けや保管に多額の経費を必要としている。

このため、現在、関係する団体や企業により「物流クレート標準化協議会」を立ち上げ、サイズの統一化に取り組んでいるところであり、こうした取組と連携しつつ加工食品全般の配送に係る通い容器の標準化を図り、一層の普及を推進する。

(イ) 配送の共同化

従来、各事業者ごとに行っていた配送を共同化することは、車両台数の削減による物流コスト縮減のみならず、排気ガスの削減による環境負荷の低減、荷受け作業の混雑回避による物流サービスレベルの向上、都市における道路渋滞の緩和につながる等幅広い効果が期待される。実際に、食品関連事業者間での共同配送や、物流事業者が主体となり配送を取りまとめる等の取組も散見される。一方で、こうした効果が認識されつつも、従来からの取引慣行、共同配送に取り組む機会がないといったことから、共同化の取組は広がりを見せていない。

このため、現在、関係府省において、都市内物流の円滑化や環境負荷低減の観点から、共同配送を推進するための施策を講じているところであり、今後、これらと連携しつつ、食品関連事業者における共同配送の取組を推進する。

(ウ) 電子タグ等のIT技術を活用した流通システムの構築

食品の流通部門以外の分野では、電子タグを事業者間で物流管理に活用している例も見受けられるが、生鮮食品の流通分野では実用化には至っておらず、加工食品の流通分野において通い容器の管理に用いる等の事例が見られる程度である。しかしながら、電子タグや周辺機器の技術開発が進む中で、今後、通い容器の管理、一括検品といった物流の効率化や、流通履歴の記録、小売店舗における商品関連情報の提供等、流通機能の高度化の観点から、電子タグの幅広い活用が想定される。しかし、そのためには、

電子タグを導入する目的やその仕組み（関係事業者の役割分担、各種機器の導入等に係るコスト負担のあり方等）について、その具体的なイメージの確立、関係事業者への浸透が必要である。

このため、事業モデルの確立、導入・普及について、通い容器や電子商取引、トレーサビリティ・システムの普及との関係に十分留意しつつ推進する。

(エ) その他

青果物輸送のモーダルシフト(トラック輸送から鉄道輸送等への転換)促進に向け、ロットの確保や帰り荷の確保といった課題の克服に向けた検討を行うとともに、食品小売業において、適正仕入れ等を実現するコスト低減のビジネスモデルの実証・普及、消費者に対する商品情報の伝達機能の強化を推進する。

(2) 多元的な流通経路の形成

多様な実需者・消費者ニーズに適切に対応し、食品の特性を踏まえた産地から消費地までの合理的、効率的な加工・流通経路を構築する等多元的な流通の展開を図る。

ア 卸売市場を核とした加工・物流機能の強化

外食、加工等の業務用需要や消費者の簡便化志向等を反映して、カット野菜、カット果実等に対する需要が増大しており、生産者又は生産者団体においても、こうした需要に応じた取組が進められているが、保存性が低い等長距離輸送に向かない一次加工品の効率的な加工・調製を行うためには、青果・水産物の流通量の6～7割が集荷・分荷される卸売市場及びその周辺で加工・物流機能の強化を図ることが、その際発生する廃棄物の効率的なリサイクル処理等環境対策の観点からも効果的である。

このため、関係事業者によるこうした取組を促進すべく、事例等の紹介によりそのメリットの周知を図るほか、関連する施設の整備に関して必要な措置を講じる。

イ 加工・業務用需要に対応した産地と食品産業の連携の促進

国産の青果等は、生食や料理素材向けに生産されることが多く、加工・業務用の需要に対応するものが少ないが、飲食料費の約8割は加工食品の購入もしくは外食を通じた支出であること等、加工・業務用の需要は大きく、食品製造業者等の中には、加工等の用途に適した品種、品質、数量等を確保するため、産地との契約栽培等による取引関係を構築する例も見られる。

このため、こうした産地と食品産業との直接の連携、さらに卸売市場も含めた連携は、消費者への安定供給とともに、双方に経営安定等のメリットをもたらすものであることから、このような取組をさらに推進する。

ウ 生産者による直接販売

各地で地産地消の取組が見られ、生産者自らが直売所等を通じて、青果、鮮魚等を消費者に直接販売している。こうした直接販売は、生産者と消費者の相互理解の場を提供するとともに鮮度が高いものを供給でき、また、曲がっている等形状により一般の流通が困難であった商品の販売も可能となるといったメリットがある。しかし、取扱いの品目数や数量の確保等が課題となっており、また、「虫食い」や「キュウリの曲がり」等についてのクレームがあるところ、地域の実情や立地条件に適した運営とともに、消費者の農業への理解を深めていく努力が必要である。

このため、地産地消の普及啓発を図りつつ、地域の創意工夫、独創性を基本に、その取組の支援を行う。

また、小売店との直接取引においては、消費者に対し生産者が特定しやすいこと等により安心感を与えると同時に、近傍であれば流通距離の短縮により高品質の維持と流通コストの縮減をもたらすものとなっていることから、こうした取引関係の構築に係る取組をさらに推進する。

エ インターネットを活用した流通経路の多元化を促進（青果ネットカタログ「SEICA」の普及）

インターネットは、短時間に広範囲かつ大量の情報を入手・配信でき、その利用は国民に広く普及・浸透するとともに、食品流通の分野においてもその活用が広がっている。産地との取引を希望する食品関連事業者への情報提供により新たな取引関係の構築を促進する上で、インターネットは有力な手段である。

また、インターネットによる販売については、消費者が自宅で購入できる等利便性が高いほか、生産情報等食品の安全性や信頼確保に係る情報も幅広く提供できるとともに、消費者に直接販売することによる生産者の取組への評価や、商品についての消費者の評価を直接得ることにより、有機農業等消費者の多様なニーズに対応した生産にもつながることが期待される。

このため、既存の農産物の公的紹介サイトであるSEICAネットカタログの充実強化を図ると

もに、生産者グループ等によるインターネットを活用した販売の取組を支援する。

(3) (略)

2 流通機能の高度化のための構造改善の促進 (略)

(注) 下線は当省が付した。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。

4 この法律において、「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。

第二章 卸売市場整備基本方針等

(卸売市場整備基本方針)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針（以下「卸売市場整備基本方針」という。）を定めなければならない。

2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標
- 二 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標
- 三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項
- 四 卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）又は仲卸しの業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標
- 五 その他卸売市場の整備に関する重要事項

3 前項第一号の目標を定めるに当たっては、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しなければならない。

4 農林水産大臣は、卸売市場整備基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

5 農林水産大臣は、卸売市場整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、卸売市場整備基本方針の変更について準用する。

(中央卸売市場整備計画)

第五条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場の整備を図るための計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）を定めなければならない。

2 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。

- 一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称
 - 二 その取扱品目の適正化若しくはその施設の改善を図ること又はその運営の広域化若しくは地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の名称
 - 三 取扱品目の設定又は変更に関する事項
 - 四 施設の改良、造成、取得又は管理に関する事項
 - 五 その他中央卸売市場の整備を図るために必要な事項
- 3 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、中央卸売市場整備計画の変更について準用する。

(都道府県卸売市場整備計画)

第六条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県における卸売市場の整備を図るための計画（以下「都道府県卸売市場整備計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

- 一 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に応ずる卸売市場の適正な配置の方針
 - 二 その区域における生鮮食料品等の流通事情に応ずる近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標
 - 三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項
 - 四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県卸売市場整備計画を定めようとするときは、当該都道府県の区域内の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に協議しなければならない。
- 4 都道府県は、都道府県卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、都道府県卸売市場整備計画の変更について準用する。

(注) 下線は、当省が付した。

卸売市場は、卸売市場法第 2 条において、表 1 のとおり、中央卸売市場、地方卸売市場に区分されている。また、卸売市場の数、取扱金額、市場関係業者数等については、表 2 のとおりである。

表 1 卸売市場の区分

区 分	中央卸売市場	地方卸売市場
開設者	農林水産大臣の認可 (開設主体は都道府県、人口 20 万人以上の市等に限定)	都道府県知事の許可 [開設主体に限定なし(公設、 第 3 セクター、民営)]
卸売業者	農林水産大臣の許可	都道府県知事の許可
仲卸業者	開設者の許可	(必要に応じて都道府県知 事が規定)
売買参加者	開設者の承認	

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

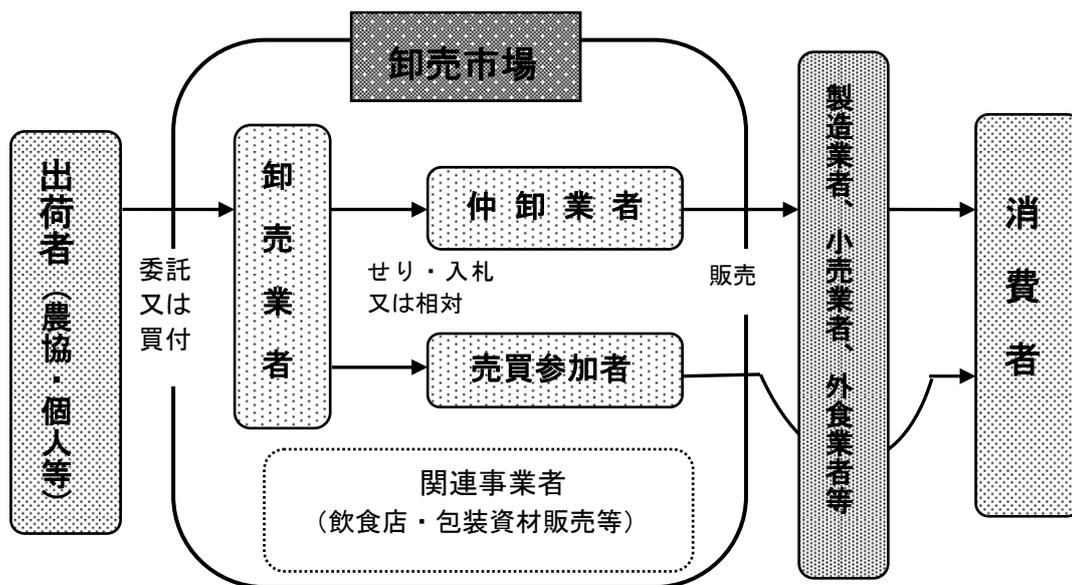
表 2 卸売市場の数、取扱金額、市場関係業者数

区 分	市場数	取扱金額 (億円)	卸 売 業者数	仲 卸 業者数	売 買 参加者数
中央卸売市場	76 (47 都市)	44,021	218	4,418	37,430
うち青 果	61 (46 都市)	19,960	86	1,677	17,284
水産物	48 (42 都市)	20,014	83	2,536	6,502
食 肉	10 (10 都市)	2,328	10	80	1,833
花 き	23 (19 都市)	1,434	29	102	11,204
その他	7 (5 都市)	285	10	23	607
地方卸売市場	1,207 (うち公設 156)	34,013	1,416	2,171	138,287

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 中央卸売市場における市場数、卸売業者数は平成 21 年度末、その他は 20 年度末の数値である。また、地方卸売市場は、取扱金額が平成 19 年度、その他は 20 年度当初の数値である。

〔卸売市場の取引の流れ〕



(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-(1)-⑤

第 8 次卸売市場整備基本方針における中央卸売市場の再編基準

指 標	基 準	備 考
① 開設区域内における取扱数量	当該市場における取扱数量が当該市場に係る開設区域内における需要量未満であること	「開設区域内需要量」 ＝開設区域内人口× 1人当たり年間需要量
② 中央市場としての取扱数量	当該市場の取扱数量が下記数量未満であること ア 青果にあつては6万5,000トン未満 イ 水産物にあつては3万5,000トン未満 ウ 花きにあつては6,000万本相当未満	
③ 取扱数量の減少率	当該市場における取扱数量が直近3年連続して減少し、かつ、3年前を基準年とする取扱数量の減少率が下記の数値以上であること ア 青果にあつては9.9%以上 イ 水産物にあつては15.7%以上 ウ 食肉にあつては10.5%以上 エ 花きにあつては7.4%以上	
④ 一般会計からの繰出等	ア 当該市場の特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で3年連続して総務省で定める基準を超えていること イ 取扱数量の過半を占める卸売業者が直近で3年連続して流動比率、自己資本比率、経常損失いずれかが基準以下であること	総務省で定める基準： 営業費用の30%、市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（利子支払額については平成4年度以降の同意等に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の1/2

(注) 1 農林水産省の第8次「卸売市場整備基本方針」（平成16年10月1日策定）に基づき当省が作成した。

2 農林水産省の第9次「卸売市場整備基本方針」（平成22年10月26日策定）では、「③取扱数量の減少率 ウ 食肉にあつては10.5%以上」の規定が削除されている。また、①について、開設区域外への出荷割合が高い場合の例外について、ただし書きとして「②に掲げる指標に該当しない中央卸売市場であつて、ア 青果物にあつては45%以上、イ 水産物にあつては60%以上、ウ 花きにあつては60%以上である場合にはこの限りではない」が加わっている。

表 1-(1)-⑥

第 8 次中央卸売市場整備計画の進捗状況

区 分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	18 から 21 年度計	22 年度	23～26 年度
再編基準に該当した市場の再編 (A)	1 地方転換	4 地方転換	3 地方転換	0	8 地方転換	2 地方転換	1 (注3) 統合・廃止
上記以外の市場の再編 (B)	1 地方転換	0	0	3 地方転換	4 地方転換	1 地方転換	4 (注4) 地方転換・統合・廃止
再編市場数 (A+B)	2	4	3	3	12	3	5
再編の進捗状況	再編済	再編済	再編済	再編済	—	再編済	再編済 2 (B) (注5)

(注) 1 農林水産省「中央卸売市場整備計画」に基づき当省が作成した。

2 「上記以外の市場の再編(B)」は、全て自主的な再編である。

3 表中「1」市場は、福岡市中央卸売市場東部市場である。

4 表中「4」市場は、甲府市中央卸売市場、富山市中央卸売市場、秋田市中央卸売市場（青果部及び水産物部）及び福岡市中央卸売市場西部市場である。

5 甲府市中央卸売市場及び富山市中央卸売市場は、平成23年4月1日に地方卸売市場に転換した。

表 1-(1)-⑦

再編基準の3指標に該当している卸売市場

区分	中央卸売市場における指標への該当状況					該当 品目	
指標①	開設区域内の取扱数量					花き	
	区分	年度	開設区域内 年間需要量	年間 取扱数量			
	青果	平成 19	44,736 t	84,789 t			
		20	44,379 t	83,478 t			
	水産	19	19,599 t	50,207 t			
		20	19,443 t	48,644 t			
	花き	19	3,347 万本	1,876 万本			
		20	3,321 万本	1,808 万本			
指標②	中央卸売市場としての取扱数量					花き	
	区分	基準値	平成 19 年度 取扱数量	20 年度 取扱数量			
	青果	65,000 t	84,789 t	83,478 t			
	水産	35,000 t	50,207 t	48,644 t			
	花き	6,000 万本	1,876 万本	1,808 万本			
指標③	取扱数量の減少率					水産 花き	
	(単位：t、万本、%)						
	区分	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	3 年間の 減少率
	青果	80,337	79,263	79,737	84,789	—	—
		—	79,263	79,737	84,789	83,478	—
	水産	73,395	63,793	50,780	50,207	—	31.6
		—	63,793	50,780	50,207	48,644	23.7
	花き	2,251	2,118	2,007	1,876	—	16.7
		—	2,118	2,007	1,876	1,808	14.6
	(注)水産、花きの欄の2段書は、3年間の減少率を示すためのものである。						
指標④	一般会計からの繰出等					該当 なし	
	A：一般会計からの繰出金→総務省の定める基準以内 B：経営改善命令の基準に該当している卸売業者はいない						
	(注) 1 枠で囲んだ数値は、再編指標に該当している数値を表す。 2 中央卸売市場の再編基準は、表-(1)-⑤参照						

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、平成 19 年度以降に再編基準の 3 以上の指標に該当している 1 市場について、作成した。

表 1-(1)-⑧

都道府県卸売市場整備計画の進捗状況

再編目標を設定している都道府県における計画の進捗状況

(単位：市場)

区分	平成 18 年度 現在 (a)	22 年度 目標 (b)	(a-b)	21 年度 現状 (c)	(a-c)	進捗率 (%)
愛媛県	50 〔青果・花き 18〕 〔水産 32〕	19 〔青果・花き 9〕 〔水産 10〕	31 〔青果・花き 9〕 〔水産 22〕	50 〔青果・花き 1 減〕 〔水産 1 増〕	0	0 (注 4)
沖縄県	23	21	2	23	0	0
福岡県	28	13	15	26	2	13.3
愛知県	91	40	51	84	7	13.7
岡山県	71	40	31	66	5	16.1
香川県	31	13	18	28	3	16.7
長崎県	55	38	17	50	5	29.4
山口県	59	41	18	52	7	38.9
三重県	73	57	16	64	9	56.3
宮城県	24	21	3	22	2	66.7
岐阜県	17	15	2	13	4	200

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「平成 18 年度現在」及び「22 年度目標」は、調査対象都道府県における第 8 次卸売市場整備計画（岐阜県のみ第 7 次卸売市場整備計画）に基づく市場数、「21 年度現状」は、当省の実地調査時現在の市場数である。
 なお、当該市場には、中央卸売市場、地方卸売市場及び小規模市場（中央及び地方卸売市場以外の卸売市場）が含まれる。

3 進捗率は、 $(a-c) / (a-b) \times 100$ により算出した。

4 「愛媛県」における進捗率は、取扱品目別にみると青果・花き市場 11.1%、水産市場△4.5%である。

5 「福岡県」は、青果の卸売市場数である。

(2) 卸売市場における施設の整備

勸 告	説明図表番号																								
<p>【制度の概要】</p> <p>構造改善基本方針では、食の安全に対する関心の高まり等の消費者ニーズの多様化・高度化に対応した物流や卸売市場業務の合理化・効率化、コールドチェーン（流通過程で低温を保つ物流方式）の確立等品質管理の向上に必要な施設・体制の整備等により、卸売市場の機能の高度化を図ることを「卸売市場機能高度化事業」の目標として定めるなど、同事業の実施に関する基本的な事項を定めている。</p> <p>また、第8次整備方針では、卸売市場における売場施設、貯蔵・保管施設、輸送搬送施設等の各種施設については、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮することとされている。さらに、第8次整備計画では、施設の整備及び管理については、施設の効果の厳正な評価とその結果の公表による透明性の確保を図ること等を踏まえて、効率化を図ることとされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>ア 施設整備に係る事業費の推移</p> <p>卸売市場の施設は、平成16年度までは卸売市場施設整備費補助金（以下この項目において「施設整備補助金」という。）により、17年度以降は強い農業づくり交付金のうちの卸売市場施設整備対策事業費により、整備されている。</p> <p>なお、強い農業づくり交付金及びその内訳である卸売市場施設整備対策事業費の予算額の推移をみると、次の表のとおり、平成18年度の卸売市場施設整備予算を100とした場合、22年度は37.4と大幅に減少している。</p> <p style="text-align: center;">表 卸売市場施設整備対策事業費の推移 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成 18年度</th> <th style="text-align: center;">19年度</th> <th style="text-align: center;">20年度</th> <th style="text-align: center;">21年度</th> <th style="text-align: center;">22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強い農業づくり 交付金事業費</td> <td style="text-align: right;">40,505,635 (100)</td> <td style="text-align: right;">34,066,950 (84.1)</td> <td style="text-align: right;">24,913,846 (61.5)</td> <td style="text-align: right;">24,416,267 (60.3)</td> <td style="text-align: right;">14,385,388 (35.5)</td> </tr> <tr> <td> 補正後の額</td> <td style="text-align: right;">40,393,888 (100)</td> <td style="text-align: right;">33,170,337 (82.1)</td> <td style="text-align: right;">39,085,538 (96.8)</td> <td style="text-align: right;">38,216,267 (94.6)</td> <td style="text-align: right;">14,385,388 (35.6)</td> </tr> <tr> <td> うち、卸売市 場施設整備対 策事業費</td> <td style="text-align: right;">5,719,762 (100)</td> <td style="text-align: right;">5,511,798 (96.4)</td> <td style="text-align: right;">4,535,028 (79.3)</td> <td style="text-align: right;">3,629,947 (63.5)</td> <td style="text-align: right;">2,138,461 (37.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。 2 () 内は、平成18年度を100とした場合の指数である。</p> <p>イ 事業導入時の費用対効果分析及び成果目標の審査</p> <p>施設整備補助金については、その交付を受ける事業の事業費が5,000万円以上の場合、事業実施主体は、「卸売市場施設整備事業における施設等の導入効果の測定について」（平成14年8月1日付け14総合第2199号農林水産省総合食料局長通知。以下この項目において「測定通知」という。）に基づき、交付申請の際、事業導入効</p>	区 分	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	強い農業づくり 交付金事業費	40,505,635 (100)	34,066,950 (84.1)	24,913,846 (61.5)	24,416,267 (60.3)	14,385,388 (35.5)	補正後の額	40,393,888 (100)	33,170,337 (82.1)	39,085,538 (96.8)	38,216,267 (94.6)	14,385,388 (35.6)	うち、卸売市 場施設整備対 策事業費	5,719,762 (100)	5,511,798 (96.4)	4,535,028 (79.3)	3,629,947 (63.5)	2,138,461 (37.4)	<p>表 1-(2)-①</p>
区 分	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																				
強い農業づくり 交付金事業費	40,505,635 (100)	34,066,950 (84.1)	24,913,846 (61.5)	24,416,267 (60.3)	14,385,388 (35.5)																				
補正後の額	40,393,888 (100)	33,170,337 (82.1)	39,085,538 (96.8)	38,216,267 (94.6)	14,385,388 (35.6)																				
うち、卸売市 場施設整備対 策事業費	5,719,762 (100)	5,511,798 (96.4)	4,535,028 (79.3)	3,629,947 (63.5)	2,138,461 (37.4)																				

果測定調書を作成して地方農政局長等（注）に提出することとされている。

（注） 北海道にあつては農林水産省本省、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。

また、強い農業づくり交付金では、事業実施主体が「強い農業づくり交付金実施要綱」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要綱」という。）に基づき、都道府県知事に対し事業実施計画を提出する際、卸売市場施設整備の取組に係る事業費が 5,000 万円以上となる場合、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8452 号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）の別紙「費用対効果分析指針（食品流通の合理化等関係）」に基づき、費用対効果分析を実施し、投資が過剰とならないよう投資効率（注 1）を十分に検討することとされている。

さらに、都道府県知事は、交付金実施要綱に基づき、事業実施主体から提出された事業実施計画の内容を踏まえ、都道府県事業実施計画を作成し、当該計画を地方農政局長等に提出することとされており、また、当該計画中の事業の成果目標（注 2）の妥当性等について地方農政局長等と協議することとされている。

（注 1） 投資効率は、「（妥当投資額－廃用損失額）／総事業費」で算出

「妥当投資額」は、「年総効果額／還元率」

「廃用損失額」は、当該事業により廃用する既存施設がある場合の残存価値の金額

「年総効果額」は、事業により 1 年の間に生じる効果を金額に換算

「還元率」は、事業による効果は単年で発生するだけでなく、耐用年数期間中継続的に発生するものであるため、年当たりの効果額に耐用年数を乗じたものが効果額となるが、一定の費用を事業に投資しないで他の投資（預金等）を行った場合にも、収益を生み出すものもあるので、その分を各年の効果額から割り引く率

（注 2） 地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標で、事業完了年度から 3 年後（取扱数量の増加を目標とする場合は 5 年以内）までに達成すべき事業の目標を設定するとされている。

表 1-(2)-②

今回、平成 16 年度から 20 年度までに、施設整備補助金又は強い農業づくり交付金による交付金を受けて卸売市場開設者等が整備した施設であつて事業費が 5,000 万円以上の 79 事業（事業費の合計は約 834 億円、うち国費は約 261 億円）について、事業実施前における費用対効果分析の実施状況及び成果目標の設定状況を調査したところ、以下のとおり、費用対効果分析等に係る審査が的確に行われていないものがみられた。

表 1-(2)-③

① 投資効率の算出

i) 投資効率を算出する際、取扱数量が減少傾向であつたにもかかわらず、増加するものと見込んで算出したため投資効率が「1」を上回り、その結果、事業が採択されたもの（2 事業）

ii) 投資効率の算出が誤っているにもかかわらず、適正な算出について指導が行われていないもの（4 事業）

② 成果目標の設定

大規模な施設整備を行う事業において、成果目標の設定が事業規模に対して適切ではないもの（1 事業）

③ 施設整備の必要性

整備した施設が、事業目的どおり使用されていないもの（1事業）

このため、農林水産省及び都道府県においては、卸売市場における施設の効果的な整備を推進する観点から、事業実施主体が作成する費用対効果分析及び目標設定等について厳格な審査を徹底する必要がある。

ウ 事業実施後の効果の検証

施設整備補助金の交付を受けて卸売市場の施設整備を行った事業実施主体は、測定通知に基づき、施設の利用状況を的確に把握するため、事業完了年度から5年間（事業完了年度において、取扱数量の把握が困難な場合は、事業完了年度の翌年度から5年間）、「事業運営実績報告書」を作成し、翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告することとされている。

また、強い農業づくり交付金事業の実施主体等は、交付金実施要綱に基づき、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、「当該年度における事業実施状況」を作成し、都道府県知事に報告することとされている。当該報告を受けた都道府県知事は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講じるとともに、当該報告について地方農政局長等に報告することとされている。

今回、平成16年度から20年度までに卸売市場の開設者等が施設の整備を行った97事業に係る事業実施状況の報告等を調査したところ、報告が行われていないものが14事業（14.4%）みられた。このうち、9事業については、事業完了後複数年にわたって報告が行われていない。

また、上記9事業の中には、小動物解体室自動搬送施設（事業費約8.7億円）について、その取扱規模を1日当たり800頭として整備したものの、供用開始年度（平成18年度）の648頭（上記800頭に対し81.0%）から、19年度は568頭（同71.0%）、20年度は552頭（同69.0%）に減少するなど、事業実施計画に定められた目標が達成されていないものがみられた。

このため、農林水産省及び都道府県においては、事業の導入効果を的確に把握する観点から、事業実施主体から事業実施状況が確実に報告されるように措置を講ずるとともに、事業実施計画に定められた成果目標の確認及び指導を適切に行う必要がある。

【所見】

したがって、農林水産省は、卸売市場の施設整備に係る事業について、事業効果の確実な発揮及び事業効果の的確な把握の観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 都道府県に対し、事業採択の要件である投資効率について、厳格な審査を行うよう指導すること。

また、事業実施主体が作成した成果目標が妥当なものとなるよう、都道府県における審査を徹底させること。

② 都道府県に対し、事業実施主体に報告書を確実に提出させるとともに、事業実施計画に定められた成果目標の確認及び指導を適切に行うよう指導すること。

表 1-(2)-④

表 1-(2)-①

卸売市場の施設整備に係る補助事業又は交付金事業の実施手続

1 補助事業の事業実施手続

- (1) 補助事業の事業実施主体は、「卸売市場施設整備費補助金交付要綱」(昭和 52 年 8 月 12 日付け 52 食流第 3752 号農林事務次官依命通知)に基づき、交付申請書を作成し、地方農政局長等(北海道にあつては農林水産本省(あて先は、農林水産大臣の場合又は農林水産省総合食料局長の場合がある。)、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、その他の県にあつては区域を管轄する地方農政局長。以下同じ。)に提出する。その際、事業実施主体は、「卸売市場施設整備事業における施設等の導入効果の測定について」(平成 14 年 8 月 1 日付け 14 総合第 2199 号農林水産省総合食料局長通知)に基づき、事業費が 5,000 万円以上の事業について、事業導入効果測定調書を作成して地方農政局長等に提出する。地方農政局長等は、当該申請について審査し、交付決定を行う。
- (2) 農林水産省は、「卸売市場施設整備事業における施設等の導入効果の測定について」に基づき、卸売市場施設整備事業について、事業の実施段階において施設等の導入効果を定量的に測定し、事業の採択を行うことにより、事業の実施過程における透明性及び客観性を確保し、より効果的、効率的な事業の執行を図ることとする。
- (3) 補助事業の事業実施主体は、「卸売市場施設整備事業における施設等の導入効果の測定について」に基づき、施設等の利用状況を的確に把握するため、事業完了年度から 5 年間「事業運営実績報告書」を作成し、当該年度の翌年度の 5 月末日までに地方農政局長等に提出する。
また、事業実施主体は、事業が完了した場合は、「事業実績報告書」を地方農政局長等に提出する。地方農政局長等は、「事業実績報告書」を審査し、これに基づき「補助金の額の確定」の通知を行い、当該補助金額を支出する。

2 交付金事業の事業実施手続

- (1) 事業実施主体は、強い農業づくり交付金実施要綱(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知)に基づき、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出する。
また、事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たって、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8452 号農林水産省総合食料局長等通知)により、卸売市場施設整備の取組にあつては事業費が 5,000 万円以上のものについて費用対効果分析を行う。
また、都道府県知事は、事業実施主体から提出された事業実施計画の内容を踏まえ、都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出する。なお、この場合、都道府県知事は当該事業の成果目標の妥当性について地方農政局長等と協議する。
- (2) 農林水産省における各都道府県への交付金の配分については、「強い農業づくり交付金の配分基準について」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8451 号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知)に基づき算定し、地方農政局長等を通じて都道府県知事へ「割当内示」する。
- (3) 割当内示があつた都道府県知事は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、「強い農業づくり交付金交付要綱の制定について」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8261 号農林水産事務次官依命通知)に基づき、地方農政局長等に対して、管内事業に係る交付申請書を提出する。地方農政局長等は、当該申請について審査し交付決定を行う。地方農政局長等から交付決定の通知を受けた都道府県知事は、事業実施主体に対し、交付決定を行う。事業実施主体は、交付決定後事業を実施する(緊急かつやむを得ない事情による場合は交付決定前に着工することができる。)
- (4) 都道府県知事は、事業実施期間中に「交付金遂行状況報告書」、「交付金変更承認申請書(変更承認を受ける場合)」、事業の完了した場合又は交付年度が終了した場合は、「交付金実績報告書」を地方農政局長等に提出する。

- (5) 事業実施主体は、事業実施計画に定められた成果目標に対する進捗状況について、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況報告を作成し都道府県知事に提出する。当該報告を受けた都道府県知事は、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等には、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずる。
- (6) 事業実施主体は、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、事業実施計画の目標年度の翌年度において、自ら評価を行い、その結果を都道府県知事に報告する。当該報告を受けた都道府県知事は、報告の内容を点検評価し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じ事業実施主体を指導する。また、地方農政局長等は、報告内容を点検評価し、成果目標の達成度等の評価を行い、必要に応じて、都道府県知事を指導する。

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
2 下線は、当省が付した。

表1-(2)-② 「費用対効果分析指針（食品流通の合理化関係）」による事業導入効果の測定方法

◎ 投資効率は、以下により算出

$$\text{投資効率} = \frac{\text{妥当投資額 (注1) - 廃用損失額 (注2)}}{\text{総事業費}}$$

(注1) 「妥当投資額」：毎年発現される年総効果額を現在価値に割り戻した額
年総効果額 (注3)

$$\text{妥当投資額} = \frac{\text{年総効果額 (注3)}}{\text{還元率 (注4)}}$$

(注2) 「廃用損失額」：当該事業により廃用する既存施設がある場合の残存価値

(注3) 「年総効果額」：事業により1年の間に生じる効果を金額に換算
(事業により様々な種類の効果が見込まれるので、その全てを金額に換算し合計)

(注4) 「還元率」：事業による効果は、単年で発生するだけでなく施設の耐用年数期間中継続的に発生するものであるため、年当たりの効果額に耐用年数を乗じたものが総効果額となるが、一定の費用を事業に投資しないで他の投資(預金等)を行った場合にも収益を生み出すものもあるので、その分を毎年の各年の効果額から割り引く率

$$\text{還元率} = \frac{i \times (1 + i)^n}{(1 + i)^n - 1} \quad [i : \text{割引率 (注5)} = 0.04, n : \text{耐用年数 (注6)}]$$

(注5) 「割引率」：一般的に、将来に受け取ったり支払ったりするものの金銭価値は現在の金銭価値より低くなるため、将来にわたって毎年度発現される年効果総額を計画時の価値に割り戻すための率(効果発生期間中の金利に相当し、この金利は最近の長期金利などを参考に決定)

なお、割引率0.04は、平成11年3月に建設省が公表した「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」による

(注6) 「耐用年数」：減価償却資産が利用に耐える年数。施設の構成部により耐用年数が異なる場合には、費用に応じて加重平均を取って便宜上の耐用年数を算出(総合耐用年数)

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-(2)-③ 卸売市場の施設整備事業に係る農林水産省及び都道府県の審査が不適切な事例

i) 投資効率の算出

- ① 投資効率を算出する際、取扱数量が減少傾向であったにもかかわらず、増加するものと見込んで算出したため、投資効率が「1」を上回り、その結果、事業が採択されたもの

(名古屋市中央卸売市場本場：平成 16 年度太物棟新築整備事業)

○ 「卸売市場施設整備事業における施設等の導入効果の測定について」(平成 14 年 8 月 1 日付け 14 総合第 2199 号農林水産省総合食料局長通知)では、卸売市場施設整備事業について、「事業の実施段階において施設等の導入効果を定量的に測定し、事業の採択を行うことにより、事業の実施過程における透明性及び客観性を確保し、より効果的、効率的な事業の執行を図ることとする。」とされている。

今回調査した名古屋市では、太物(鮮魚まぐろ類)の卸売場(買荷保管・積込所等)の整備を行うに当たり、愛知県卸売市場整備計画(第7次)において、水産物の取扱数量を、表1のとおり平成12年度の829t/日から22年度に871t/日に5%増加するとしていることを根拠に、名古屋中央卸売市場本場でも12年度の2万1,096tから22年度に2万2,151tに5%増加するとして、事業導入効果測定調査の「取扱量向上効果」を算出している。この結果、投資効率は1.29となり、農林水産省は同事業を採択している。

しかし、同市場における水産物の取扱数量は、表2のとおり、平成12年度は前年度より増加しているものの、11年度を100とすると15年度は89.3に減少しており、12年度の数量を基準として22年度まで5%増加するとした本事業の投資効率の算出は適切ではないと考えられる。

なお、上記のとおり、水産物の取扱数量は減少傾向となっていることから、当省が上記の「取扱量向上効果」を含めずに投資効率を算出したところ、同事業の投資効率は0.3となり、事業採択の要件となる「1」を下回る。

[総事業費7億6,562万3,000円(国費1億5,700万円)]

表1 費用対効果分析のうち「取扱量向上効果」の算出

取扱数量		効果発生量 (b-a) t/年	年効果額 (千円/年)	投資効率の状況
現況(a)t/年	整備後(b)t/年			
20,083	22,151	2,068	78,582	78,582千円は年総効果額105,810千円のうち、74.3%を占めている。投資効率は1.29と算出
平成11-15の平均数量を記載(表2参照)	平成12年度数量が22年度までに5%増加すると設定	現況(a)と整備後の目標(b)の差	効果発生量に単価、純益率を乗じて算出。投資効率に使用	

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表2 名古屋市中央卸売市場本場における取扱数量の推移

(単位：t)

年 度	平成 11	12	13	14	15	16
取扱数量	20,660 (100)	21,096 (102.1)	20,504 (99.2)	19,705 (95.4)	18,450 (89.3)	17,131 (82.9)
平均	20,083					
年 度	平成 17	18	19	20	—	—
取扱数量	17,184 (83.2)	15,203 (73.6)	14,381 (69.6)	14,055 (68.0)	—	—

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 () 内は、平成11年度を100とした場合の指数である。

(高知市中央卸売市場：平成 16 年度から 17 年度まで)

鮮魚卸売場、仲卸売場、衛生施設、市場管理センター整備 (注)

- 今回調査した高知市では、平成 15 年度及び 16 年度に施設整備を行うに当たり、高知市中央卸売市場整備計画を基に、事業導入効果測定調査において、表 1 のとおり、水産物の取扱数量を現況 (11 年度) 35,267 t から 17 年度 36,338 t に増加するとして「取扱量向上効果のうち取引の効率化等によるもの」を算出している。この結果、投資効率は 1.04 となり、農林水産省は同事業を採択している。

しかし、同市場における水産物の取扱数量は、表 2 のとおり、平成 9 年度の 38,208 t から年々減少し、12 年度は 37,054 t と前年より増加したものの、施設整備事業を計画した 14 年度では 30,795 t と 9 年度の 80.6% まで減少しており、取扱数量が増加するとした本事業の投資効率の算出は適切ではないと考えられる。

(注) 当該事業は、工事期間中の仮設卸売場の設置に関する調整に日数を要したため、事業は平成 16 年度及び 17 年度に実施した。

なお、上記のとおり、水産物の取扱数量は減少傾向となっていることから、当省が上記の「取扱量向上効果のうち取引の効率化等によるもの」を含めずに投資効率を算出したところ、同事業の投資効率は 0.96 となり、事業採択の要件となる「1」を下回る。

[総事業費 17 億 7,286 万 1,000 円 (国費 6 億 475 万 9,000 円)]

表 1 費用対効果分析のうち「取扱量向上効果のうち取引の効率化等によるもの」の算出

取扱数量		効果発生量 (b-a) t/年	年効果額 (千円/年)	投資効率の状況
現況(a)t/年	整備後(b)t/年			
35,267	36,338	1,071	42,539	42,539 千円は年総効果額 501,021 千円のうち、8.5%を占めている。投資効率は 1.04 と算出
平成 11 年度の数量を記載 (表 2 参照)	平成 17 年度に数量が増加するものと設定	現況(a)と整備後の目標(b)の差	効果発生量に単価、純益率を乗じて算出。投資効率に使用	

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 2 高知市中央卸売市場における取扱量推移

(単位: t)

年 度	平成 9	10	11	12	13	14
取扱数量	38,208 (100)	36,891 (96.6)	35,267 (92.3)	37,054 (97.0)	35,485 (92.9)	30,795 (80.6)
年 度	平成 15	16	17	18	19	20
取扱数量	30,647 (80.2)	30,300 (79.3)	28,327 (74.1)	26,742 (70.0)	25,163 (65.9)	22,015 (57.6)

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 () 内は、平成 9 年度を 100 とした場合の指数である。

② 投資効率の算出が誤っているにもかかわらず、適正な算出について指導が行われていないもの

(川崎市地方卸売市場南部市場：平成 19 年度青果低温倉庫保冷設備改良事業)

- 強い農業づくり交付金実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知）では、「事業実施主体は、整備事業を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別に定める手法を用いて費用対効果分析を行う」こととされている。具体的には、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8452 号農林水産省総合食料局長等通知）に基づき、投資効率が「1」を上回ることが事業採択の要件とされている。

今回調査した川崎市では、投資効率を算出するに当たって、算出要素の還元率を誤って算出したため、下表のとおり、採択基準の 1 を上回る 1.93 と算出している。一方、当省が投資効率を算出したところ、下表のとおり 0.83 であった。

しかし、神奈川県及び関東農政局もこの誤りに気付かないまま、投資効率が「1」を下回っている（注）にもかかわらず事業を採択しており、事業採択の可否を判断する上で重要な事業導入前における投資効率の審査が厳格に行われていない。

なお、農林水産省は、当省の調査結果を踏まえ、平成 22 年 9 月、再度、川崎市地方卸売市場に投資効率の見直しを指示したところ、施設の維持管理経費に関する年効果額を含めていないことが判明し、再計算を行った結果、投資効率は 1.05 になったとしている。

（注）事業採択時の事業実施計画に記入した年効果額のみで正しく計算した場合である。

[総事業費 5,592 万 5,000 円 (国費 1,864 万 4,000 円)]

表 投資効率の算出に用いた数値

区 分	川崎市の事業実施計画 に記入されている数値	当省の算出結果
総事業費 (a)	73,498 千円	73,498 千円
年総効果額 (b)	6,121 千円	6,121 千円
総合耐用年数 (c)	13 年	13 年
資本還元率 (d)	0.0432	0.1001
妥当投資額 ((e)=(b/d))	141,689 千円	61,149 千円
廃用損失額 (f)	0 円	0 円
投資効率 (g)=((e-f)/a)	1.93	0.83

（注）1 当省の調査結果による。

2 網掛けの箇所は、算出が誤っているもの及び当省の算出結果である。

(高知市中央卸売市場：平成 20 年度青果低温卸売場整備事業)

- 強い農業づくり交付金実施要綱では、「事業実施主体は、整備事業を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討」することとされている。

今回調査した高知市中央卸売市場の卸売業者 2 社は、平成 20 年度に青果低温卸売場を整備する際、当初は、青果低温卸売場の稼働期間の設定を夏期 4 か月（6 月から 9 月までの間）として投資効率を算出していたが、中国四国農政局から指導を受け、稼働期間を 1 年として物流コストの削減効果を 1.69 と修正している。

一方、当省が青果低温卸売場を調査した結果、夏期のみ稼働となっていたことから、稼働期間を 4 か月として削減効果を算出したところ、削減額は 220 万 4,000 円から 73 万 5,000 円に減少し、投資効率も 1.29 に減少する。なお、青果低温卸売場は、夏期の 4 か月以外は、通常の卸売場として利用されている。

このことについて、農林水産省は、当省の調査時に指摘を受けて、平成 22 年 9 月、投資効率の再計算を行ったとしている。

[総事業費 6,102 万 2,000 円（国費 1,937 万円）]

(尼崎市地方卸売市場：平成 19 年度低温卸売場新設事業、貯蔵保管施設改良事業)

- 今回調査した尼崎市では、事業導入効果測定調書において、投資効率を 1.25 と算出している。その算出方法をみると、施設整備による年効果額を少なく算出（1/100）している。また、還元率の算出も誤っている。さらに、「新設事業」と「改良事業」の 2 事業を合わせて投資効率を算出しているが、年効果額、耐用年数、妥当投資額はそれぞれの事業ごとに異なるものであり、事業ごとに算出することが正確な算出方法と考えられる。

しかし、兵庫県及び近畿農政局では、この誤りに気付かず当該事業を採択している。

なお、農林水産省は、当省の調査時に指摘を受けて、平成 22 年 9 月、投資効率の再計算を行ったとしている。

[総事業費 1 億 5,197 万 1,000 円（国費 3,417 万 8,000 円）]

(沖縄県中央卸売市場：平成 17 年度及び 18 年度青果部冷蔵庫棟冷凍機改良事業)

- 今回調査した沖縄県では、平成 17 年度及び 18 年度の施設整備事業に係る事業実施計画の策定及び投資効率を算出する際、12 年度に施設整備計画を策定した際に行った冷凍機の見積り（オーダーメイド）の結果を、そのまま使用したため、事業費が過大な積算となったとして、事業費及び冷凍機の設置台数を変更（同県は、17 年度及び 18 年度に各 3 台ずつ整備する予定を 17 年度 4 台、18 年度 2 台に変更）する手続を行っている。

しかし、同県は、事業実施主体が、設置台数の変更に伴う投資効率の再計算を行っていないことをチェックしていない。

なお、農林水産省は、当省の調査時に指摘を受けて、平成 22 年 9 月、投資効率の再計算を行ったとしている。

[総事業費 2 億 4,473 万 5,000 円（国費 7,769 万 2,000 円）]

ii) 成果目標の設定

○ 大規模な施設整備事業において、成果目標の設定が事業規模に対して適切ではないもの

(大阪市中央卸売市場東部市場：

平成 19 年度及び 20 年度青果卸売場棟・関連営業所棟・冷蔵庫棟の建替、水産卸売場棟・関連棟改修、仲卸売場棟改修、買出人駐車場の大屋根設置、管理庁舎棟撤去)

- 都道府県知事は、強い農業づくり交付金実施要綱に基づき、事業実施主体から提出された事業実施計画の内容を踏まえ、都道府県計画を作成し、地方農政局長等に提出することとされている。なお、この場合、都道府県知事は当該事業の成果目標の妥当性について地方農政局長等と協議することとされている。

今回調査した大阪市では、老朽・狭隘化した施設を増改築するため、平成 19 年度から 23 年度（同整備事業の最終年度）まで当該事業を実施している。しかし、この事業の成果目標の設定内容をみると、整備施設のうち、水産物卸売場棟の低温卸売場の整備（平成 19 年度実施設計、21 年度着工）のみについて成果目標を設定（物品鮮度の保持）している。一方、当該施設の整備は、全体事業費 127 億円のうちの 7 億円で、事業費全体の 5.5%に過ぎない。

当該事業については、平成 23 年度まで継続していることを踏まえると、整備内容・事業規模に応じた成果目標を設定することが必要であったと考えられる。

[総事業費 8,015 万 3,000 円 (国費 2,816 万 2,000 円)]

iii) 施設整備の必要性

○ 整備した施設が、事業目的どおり使用されていないもの

(高知市中央卸売市場：

平成 16 年度及び 17 年度鮮魚卸売場、仲卸売場、衛生施設、市場管理センター整備事業)

- 今回調査した高知市では、整備した施設の管理棟内に高知市保健所が残留農薬等の検査業務を行うための保健所分室（100 m²）を設置するため、照明器具、水道、流し台等の設備を整備したが、整備後 5 年を経過したにもかかわらず、使用されていない。

このことについて、高知市は、「保健所職員の予算が削減されたことから配置できなくなっているが、現在、保健所職員を配置することを検討している」としている。なお、同保健所が平成 20 年度に当該分室を使用したのは、わずか 5 回（市場食品衛生指導 2 回、収去検査 1 回、残留農薬検査の外部委託 2 回）となっている。

[総事業費 17 億 7,286 万 1,000 円 (国費 6 億 475 万 9,000 円)]

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-④

施設整備に係る事業実施状況報告等の提出状況

卸売市場名	整備施設 (整備年度)	事業費[国庫補助等] (千円)	報告書が提出 されていない 年度	都道府県及び農政局 の指導状況
札幌市中央卸売市場	青果棟(平成 17)	5,708,248 [1,987,315]	平成 17 から 20	農林水産省本省が、 道に確認し判明
	センターヤード(18)	2,835,265 [948,891]	18 から 20	
青森市中央卸売市場	情報処理施設(19)	57,502 [18,900]	20	県の理解不足 (農政局の指導なし)
	売場施設等(20)	18,869 [6,289]	20	
仙台市中央卸売市場	卸売場、加工処理高度 化設備(16)	865,797 [138,030]	17 から 20	仙台市の失念 (農政局の指導なし)
	汚水処理施設(17)	178,441 [44,610]	18 から 20	
川崎市地方卸売市場南部 市場	青果保冷設備改良(19)	55,925 [18,644]	19 から 20	農政局が県の照会 に対し「毎年の報告不 要」と指導していたた め
	花き低温卸売場(20)	104,469 [34,856]	20	
水戸市公設地方卸売市場	花き保管詰込所(16)	103,978 [7,730]	16 から 20	農政局及び県の指 導なし
横浜市中央卸売市場本場	青果保管詰込所(16)	233,516 [70,223]	16 から 20	同上
横浜市中央卸売市場食肉 市場	小動物解体室自動搬送 施設(17)	866,304 [230,242]	16 から 20	同上
静岡市中央卸売市場	水産物低温卸売場(16)	70,890	17 から 20	同上
	青果棟耐震補強工(17)	[21,594]		
七尾市公設地方卸売市場	能登半島被災施設復旧 工事(19)	30,818 [10,138]	20 第 2 四半期	同上
9 市場	14 事業	11,130,022 [3,537,459]		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「国庫補助等」は、施設整備補助金及び強い農業づくり交付金である。

3 横浜市中央卸売市場食肉市場は、市場開設者である横浜市の調査で判明したものである。

4 網掛け箇所は、複数年にわたって事業実施状況報告等が未提出のものを表す。

(3) 卸売市場における電子商取引

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>農林水産省は、平成 18 年度から 20 年度までに、10 か所の中央卸売市場において、約 3.9 億円の補助金を投じ、生産者から小売業者等への電子商取引を活用したダイレクト物流（商物分離直接流通）により、取引業務や卸売市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果を実証し、もって電子商取引の導入を促進することを目的とする「商物分離直接流通成果重視事業」（以下「電子商取引実証モデル事業」という。）を実施してきた（20 年度を最後に終了）。本事業は、公募により応募のあった者から事業実施主体を選定し、これに補助金を交付して行うものである。</p> <p>また、農林水産省は、電子商取引実証モデル事業の実施に当たり、「商物分離直接流通成果重視事業実施要領」（平成 18 年 4 月 3 日付け 17 総合第 2046 号。以下この項目において「実施要領」という。）において、次の目標を定めていた。</p> <p>① 平成 18 年度を初年度として電子商取引を導入する中央卸売市場の数を 5 年以内（22 年度まで）に全中央卸売市場の 40%から 50%に高めること。</p> <p>② 中央卸売市場の関係者で構成される検討委員会で選定されたモデル地区において、電子商取引実証モデル事業開始後 2 年以内に、電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱数量の割合を 10%から 25%に高めること。</p> <p>③ 中央卸売市場の卸売業者において、従業員 1 人当たりの取扱数量及び取扱金額について、対前年度比の伸び率を、毎年度、過去 5 年間の平均伸び率以上に高めること。</p>	<p>表 1-(3)-①</p> <p>表 1-(3)-②</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、当省が、電子商取引実証モデル事業が実施された 10 中央卸売市場における電子商取引の実施状況を調査した結果、以下のとおり、農林水産省が実施要領で示した目標の達成が困難と考えられる状況がみられた。</p> <p>① 平成 21 年 10 月 1 日現在、上記 10 中央卸売市場（中央卸売市場全体の 13.2%）以外で新たに電子商取引を導入したものはみられず、電子商取引を導入する中央卸売市場の数を 5 年以内（22 年度まで）に全中央卸売市場の 40%から 50%に高めるという目標の達成が困難と考えられる。</p> <p>② 上記 10 中央卸売市場における電子商取引を用いた取扱数量の割合をみると、最も高いもので平成 19 年度の 8.8%であり、事業開始後 2 年以内に 10%から 25%に高めるという目標を大きく下回っている。</p> <p>③ 上記 10 中央卸売市場の中には、次のとおり電子商取引実証モデル事業の効果が発現していないものがみられた。</p> <p>i) 花き（胡蝶蘭）の電子商取引において、平成 18 年度 17 鉢、19 年度 3 鉢と取引が減少しているもの（1 市場）</p> <p>ii) 花き（小菊、スイートピー）の電子商取引において、平成 20 年度に 3 日間の取引しか行われていないもの（1 市場）</p> <p>iii) 電子商取引実証モデル事業を開始後、翌年度に電子商取引の割合が減少して</p>	<p>表 1-(3)-③</p>

いるもの（3市場）

なお、今回、上記10中央卸売市場の開設者、卸売業者等の団体等から、電子商取引の課題等を聴取したところ、次のような意見がみられた。

- ① 電子商取引の品目を拡大する場合、各卸売市場の業務規程等に基づき、市場関係者の利害調整の場である市場取引委員会での承認が必要となり、このことが品目拡大の障害となっている。
- ② 電子商取引実証モデル事業で利用したシステムでは、対象とした品目について、ある程度の輸送費、諸経費の縮減効果があるが、他の品目で使用できないなど、システムに拡張性、汎用性がない。

電子商取引の導入については、以上のような実態がみられるが、農林水産省は、これまで電子商取引実証モデル事業に係るアンケート調査等を行ったものの、当該事業の効果について十分な検証を行っていない。

このため、当該事業の効果を的確に検証し、その結果を踏まえ、今後の電子商取引の導入の在り方を検討することが必要であると考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、卸売市場における取引の効率化を図る観点から、電子商取引実証モデル事業の効果を的確に検証し、その結果を踏まえ、卸売市場における電子商取引の導入の在り方を見直す必要がある。

○ 卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）（抜粋）

第 39 条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 （略）

二 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすること又は電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき。

○ 卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号）（抜粋）

第 26 条 法第 39 条第 2 号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 卸売業者は、その者が法第 15 条第 1 項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等（法第 39 条第 1 号に掲げる場所にあるものを除く。）の卸売を当該許可に係る中央卸売市場に係る開設区域内において行おうとする場合（第 3 号に掲げる場合を除く。）には、当該生鮮食料品等の品目、数量及び当該生鮮食料品等がある場所の所在地を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該開設者の承認を受けなければならないものとする。

二 前号の承認は、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合に行われるものとする。

イ 当該申請に係る場所が、当該中央卸売市場の開設区域内の場所であること。

ロ 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合であること。

ハ その他開設者が業務規程で定める要件を満たしていること。

三 卸売業者は、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をしようとする場合には、当該生鮮食料品等の品目、取引方法、当該取引方法による卸売の数量の上限及び卸売の実施期間を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における市場取引委員会の審議を経て当該開設者の承認を受けなければならないものとする。

四 前号の承認は、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合に行われるものとする。

イ 当該申請に係る生鮮食料品等が、次に掲げるものに限られていること。

(1) かんしょ、ばれいしょ、かぼちや、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品

(2) かんきつ類、りんご、かき、くり、パイナップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品

(3) 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼干したものを除く。）

(4) 牛及び豚の部分肉（枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割した場合におけるそれぞれの部分の肉をいう。）、輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉（その輸出国の政府又はこれに準ずる機関が規格により格付けをしたものに限る。）並びに鳥肉及び鳥卵

(5) 加工食料品（（1）から（3）までに掲げる加工食料品を除く。）

(6) 花きのうち種苗、花木、はち植のもの、枝物（花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。）及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの

(7) 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの（（1）から（6）までに掲げるものを除く。）であつて、開設者が中央卸売市場又は中央卸売市場の各市場ごとに、当該中央卸売市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして業務規程で定めるもの

ロ 当該申請に係る取引において、物品の引渡年月日、出荷者の氏名又は名称及び卸売の数量その他の公正な価格形成を確保するために必要な事項として開設者が業務規程で定めるものが提供されることになること。

ハ 当該申請に係る取引において、当該市場の仲卸業者及び売買参加者が当該取引に参加する機会が与えられること。

ニ 当該申請に係る取引において、物品の引渡方法が定められることになること。

(注)下線は、当省が付した。

表 1-3-②

10 市場における電子商取引実証モデル事業費

(単位：千円、%)

年度 (市場数)	実施市場名	総事業費	市場別の主な 事業費(a)	aの内訳	
				システム開発費	実証試験費
平成 18 (3)	札幌市中央卸売市場	145,000	45,001	30,510	14,491
	仙台市中央卸売市場		45,000	29,400	15,600
	東京都中央卸売市場大田市場		44,935	33,705	11,230
	小 計		134,936	93,615	41,321
19 (4)	千葉市中央卸売市場	135,532	28,950	15,000	13,950
	横浜市中央卸売市場本場		33,941	25,200	8,741
	大阪市中央卸売市場東部市場		32,400	25,970	6,430
	姫路市中央卸売市場		34,000	23,150	10,850
	小 計		129,291	89,320	39,971
20 (3)	青森市中央卸売市場	106,528	28,650	14,000	14,650
	東京都中央卸売市場豊島市場		32,000	12,950	19,050
	神戸市中央卸売市場東部市場		31,601	22,680	8,921
	小 計		92,251	49,630	42,621
合 計		387,060 (100)	356,478 (92.1)	232,565 (65.2)	123,913 (34.8)

- (注) 1 財団法人食品流通構造改善促進機構の資料に基づき当省が作成した。
 2 本表は、平成 18 年度から 20 年度までに農林水産省の電子商取引実証モデル事業を実施した中央卸売市場について作成した。
 3 「総事業費」のうち、事業に係る旅費、賃金、報告書印刷費、通信運搬費、委員等謝金等の管理経費を除くシステム開発費、実証試験費を「市場別の主な事業費」とした。
 4 「合計」欄の()内は、構成比である。

表 1-(3)-③

電子商取引実証モデル事業による対象物品の取扱量の割合

(単位：%)

年度 (市場数)	実施市場名	品目内訳	電子商取引を経由した取扱数量の割合	
			開始年度	翌年度
平成 18 (3)	札幌市中央卸売市場	バナナ	2.2	3.4
	仙台市中央卸売市場	冷凍水産物等	<u>0.008</u>	0.05
	東京都中央卸売市場大田市場	花き (胡蝶蘭)	0.003	0.0001
19 (4)	千葉市中央卸売市場	キャベツ、 だいこん等	4.4	<u>8.8</u>
	横浜市中央卸売市場本場	にんじん、 たまねぎ等	0.45	1.1
	大阪市中央卸売市場東部市場	オレンジ等 輸入野菜	5.3	7.1
	姫路市中央卸売市場	かまぼこ、 ちくわ等	0.4	0.14
20 (3)	青森市中央卸売市場	にんじん、 ごぼう等	0.9	1.7
	東京都中央卸売市場豊島市場	だいこん、 ばれいしよ	0.4	0.1
	神戸市中央卸売市場東部市場	花き (切り花)	0.08	0.08
合 計			最高 8.8 最低 0.008 (平均 2.28)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「電子商取引を経由した取扱数量の割合」は、モデル地区となった卸売市場（卸売業者）における電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱量の割合で、事業実施市場から農林水産省への実績報告書による。

3 東京都中央卸売市場大田市場及び神戸市中央卸売市場東部市場は、取扱金額による割合であるため、「合計」欄の最高、最低及び平均の対象から除外した。

4 下線の数値は、割合の最低、最高を、また、網掛した数値は、事業の開始年度の翌年度に割合が低下したものを表す。

(4) 卸売市場における取引規制等

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>中央卸売市場における取引に係る規制については、卸売市場法、卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）及び卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号）の各法令の規定によるほか、「中央卸売市場業務規程例」（平成 11 年 10 月 1 日付け 11 食流第 3083 号農林水産省食品流通局長通知）及び「中央卸売市場における業務運営について」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 食流第 746 号農林水産省総合食料局長通知。以下「業務運営通知」という。）に基づき卸売市場開設者（地方公共団体）が定めた業務規程（注 1）によるものが設けられている。</p> <p>（注 1） 中央卸売市場開設者は、卸売市場法第 9 条において、中央卸売市場の開設の認可を受けようとするときは、業務規程を定め農林水産大臣に提出することとされている。また、同法第 11 条において、業務規程を変更（政令で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは農林水産大臣の認可を受けることとされている。</p> <p>（注 2） 業務規程例及び業務運営通知については、平成 23 年 4 月 13 日に改正されているが、本調査は改正前の規定をもとに実施しているため、以下の記載における適用条文等は改正前のものを用いることとする。</p> <p>卸売市場法は昭和 46 年に制定され、その後、平成 11 年及び 16 年に、卸売市場における取引の合理化、適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等のための改正が行われている。このうち、卸売市場における取引の合理化については、せり・入札の原則の廃止、委託集荷の原則の廃止、商物一致の原則の緩和、第三者販売・直荷引きの弾力化、卸売手数料の弾力化、市場外での販売活動に関する規制の廃止等が行われている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、平成 21 年度末現在における 76 中央卸売市場のうち取扱量の多い 5 市場の開設者及び同市場において農林水産大臣の許可を受けて営業している 9 卸売業者並びに地方卸売市場に転換した 12 卸売市場から抽出した 5 市場の開設者から、中央卸売市場における取引規制について聴取した結果、事前の承認・許可申請等を事後の報告（届出）に簡素化等の意見がみられた。これらの具体例は以下のとおりである。</p> <p>① せり開始時刻前の卸売及び相対取引の承認申請</p> <p>農林水産省によると、本規制は、卸売市場法第 35 条第 2 項等に基づき、災害の発生などの特別の事情により、各市場の開設者が業務規程で定めるせり取引を行うものとした物品を相対取引に変更する場合の例外措置として、市場取引の適正化と円滑化を確保するために申請等をさせるものである。また、せり開始時刻前の卸売とは、特別の事情のうち、緊急に出港する船舶に物品を供給する場合等、通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合に該当するとされている。</p> <p>一方、調査した中央卸売市場開設者及び卸売業者においては、①せり・入札取引割合の減少（注）に伴い相対取引の割合が増加していること、及び②承認申請前に相対取引が成立することが多いことから、その都度事前に承認申請を行うことは、卸売業者にとって大きな負担となっており、取引の実態に応じたものとなっていないとしている。</p> <p>（注） 中央卸売市場における全取引に占めるせり・入札取引の割合（金額ベース）をみると、</p>	<p>表 1-(4)-①</p> <p>表 1-(4)-②</p> <p>表 1-(4)-③</p> <p>表 1-(4)-④-a</p> <p>表 1-(4)-④-b</p>

青果物は平成元年度の 67.4%に対し 19 年度は 20.3% (47.1 ポイント減)、水産物は元年度の 35.9%に対し 19 年度は 21.3% (14.6 ポイント減)、花きは元年度の 97.4%に対し 19 年度は 40.3% (57.1 ポイント減) といずれも減少している。なお、食肉については、平成元年度の 82.5%に対し 19 年度は 87.3% (4.8 ポイント増) と増加している。

このことから、卸売業者等の事務負担となっている当該手続について見直すべきと考えられる。

② 第三者販売の許可申請

農林水産省は、当該規制の目的について、「卸売市場法第 37 条等の規定に基づき、卸と仲卸、売買参加者を対置させることが卸売市場の基本的構造であり、卸売業者は、当該市場の仲卸、売買参加者以外に卸売してはならないが、入荷量が著しく多く残品を生じるおそれがある場合など特別の事情がある場合に、開設者の承認により例外を認めている。」としている。

なお、平成 16 年の卸売市場法施行規則第 24 条の改正により、入荷量が著しく多く、残品を生じるおそれがある場合等に加え、卸売市場間の連携による集荷や生産者及び実需者との連携による新商品開発等のため、開設者の承認を得た場合についても第三者販売を認めることとされている。

一方、調査した中央卸売市場開設者においては、残品が生じる等の理由により、事前申請は困難、事後申請が実態であり、販売原票等で取引適正を担保できれば結果報告のみでよいとしている。

また、調査した卸売業者の中には、他市場の事業者との第三者販売を拡大したいが、事前申請のため商機を逃す場合があるとする業者もおり、調査した卸売業者全てが商取引の実態と合うよう緩和を求めている。

このことから、取引の実態を踏まえ、卸売業者等の事務負担となっている当該規制について見直すべきと考えられる。

なお、上記の市場関係者以外の卸売市場関係 9 団体から、中央卸売市場における取引規制について意見を聴取した結果は、以下のとおりである。

- ① 販売原票の提出、せり人の試験・更新の規制については、市場開設者と卸売業者との関係だけであるので、簡素化は可能と考えられるが、仲卸業者及び売買参加者の意見を十分しんしゃくする必要がある規制もある。
- ② 地方卸売市場に転換（再編）しなくとも規制が緩和されるべきである。具体的には、予約相対取引の承認申請、販売原票の提出、第三者販売の事前承認、市場取引委員会など個別に緩和を検討すべき事項がある。また、電子データ化が可能な手続、申請や報告が重複するもの等も見直すことが必要である。
- ③ 仲卸業者は、販売先からの代金の回収が長期化し、経営を圧迫されていることから、業務規程等により義務付けられている買受代金の即時支払い義務は廃止してほしい。また、仲卸業者が行う直荷引きの事前申請は事実上困難であり、報告に緩和することが必要である。

なお、地方卸売市場で行われた規制緩和を中央卸売市場の規制にも適用できると考えられるが、規制の原則（ルール）は必要であり、緩和ばかりすると大手資本が

参入してくるおそれがある。

- ④ 市場取引委員会は形骸化しており、市場機能の活性化、チェック機能の強化、客観的な判断をするためには、構成員に学識経験者等を加え、活性化すべきである。また、取引の活性化につながるような緩和は行ってほしいが、極端な規制緩和はすべきではない。
- ⑤ 地方卸売市場では、提出書類等の簡素化により大きな負担軽減（職員の削減等）になっている。

以上のとおり、中央卸売市場から転換した地方卸売市場では、規制が大幅に緩和されたことにより申請手続等の簡素化が図られ、取引の自由度や迅速性が高まる等の効果を上げており、地方卸売市場とは機能・役割に違いはあるものの、中央卸売市場では、卸売市場法、卸売市場法施行規則、業務規程例等により、細部にわたる規制によって取引が制約されていることから、今回意見を聴取した者からは、取引実態と乖離しているとの指摘が多い。

卸売市場における卸売業者等の負担軽減を図る観点から、現行の申請等手続等に係る規制について必要性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずることが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、中央卸売市場における卸売業者等の負担軽減を図る観点から、中央卸売市場における取引の実態を把握・分析し、その結果を踏まえ、申請手続等に係る規制の見直しを行う必要がある。

表 1-(4)-①

卸売市場法における主な規制緩和の経緯

制定時（昭和 46 年）	改正（平成 11 年）	改正（平成 16 年）
せり・入札原則	せり入札原則の廃止	—
委託集荷の原則	委託集荷原則の緩和（需要が比較的安定している生鮮食料品等に係る例外）	委託集荷原則の廃止
商物一致の原則	商物一致原則の緩和（卸売業者の申請保管場所に係る例外）	商物一致原則の緩和（電子商取引の場合の例外）
第三者販売・直荷引きの原則禁止	—	第三者販売・直荷引きの弾力化
卸売手数料の公定制	—	卸売手数料の弾力化
兼業業務等の届出制	—	兼業業務等の届出制の廃止
市場外での販売活動に関する規制	—	市場外での販売活動に関する規制の廃止

（注）農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-(4)-② 中央卸売市場における取引規制及び当該規制に係る手続に関する意見の類型

区分	市場関係者の意見の類型	事項
A	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化	① せり開始時刻前の卸売の承認申請 ② 相対取引の承認申請 ③ 第三者販売の許可申請 ④ 直荷引きの許可申請
B	卸売市場法に規定のない書類の提出を業務運営通知等で規制しているものについて見直し	① 販売原票の提出及び提出後の訂正の承認申請 ② 出荷奨励金の交付の承認申請 ③ 完納奨励金の交付の承認申請 ④ 出荷奨励金、完納奨励金の交付届
C	民間の業務実態を把握する等の目的で申請・報告を課しているものについて、報告様式及び内容を簡素化	① 支払猶予の特約の承認申請 ② 受託契約約款の承認申請 ③ 事業報告書の提出
D	流通環境に適応するための手続の簡素化等	① 市場間連携及び業者間連携の承認申請 ② 市場外指定保管場所の申請 ③ 電子商取引の承認申請 ④ 市場取引委員会の調査審議
E	取扱品目及び数量が卸売市場により異なるため、一律の規制は見直し	① 卸売予定数量の公表及び結果の報告 ② せり人の登録、更新の登録及び登録の抹消申請等

（注）1 当省の調査結果による。

2 本表で用いる区分は、表 1-(4)-③、表 1-(4)-④に対応している。

中央卸売市場における取引規制（総括表）

表 1-(4)-③

区分	意見の類型	規制事項等	現状の規制内容	根拠法令等
A	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化	せり売開始時刻前の卸売承認申請	緊急に出港する船舶に物品を供給する場合等通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合等に行う。これらは「先取り」であり、全てせり売りを相対取引に変更する例外措置であり市場取引の適正化と円滑化を確保するため申請させる。	法第 35 条第 2 項 業務規程例第 36 条 業務運営通知 第 2-2-(3)
		相対取引の承認申請	特別の事情によりせり売りを相対取引に変更する例外措置であり、市場取引の適正化と円滑化を確保するために申請させる。	法第 35 条第 2 項 法施行規則第 22 条 業務規程例第 36 条
		第三者販売の許可申請	卸と仲卸、売買参加者を対置させることが卸売市場の基本的構造であり、卸売業者は、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外に卸売してはならない。ただし、入荷量が著しく多く残品を生じるおそれがある場合など特別の事情がある場合に例外を認める。	法第 37 条 法施行規則第 24 条 業務規程例第 40 条
		直荷引きの許可申請	卸と仲卸、売買参加者を対置させることが卸売市場の基本的構造であり、仲卸業者は、市場内では当該市場の卸売業者以外の者から生鮮食品等を買入れ販売してはならない。ただし、当該市場の卸売業者から買入れることが困難な場合に例外を認める。	法第 44 条 法施行規則第 28 条 業務規程例第 49 条
B	法に規定のない書類の提出を業務運営通知で規制しているものについて見直し	販売原票の提出及び提出後の訂正の承認申請	卸売市場における取引の原始記録であり、取引終了後の出荷者に対する仕切書の作成、販売代金の請求書の作成等の基礎となる重要な帳票。各市場における公正で円滑な取引を確保する観点から、その作成が適正に行われるよう随時確認する等、開設者は卸売業者に対して指導監督に努める。	(法第 34 条) 業務運営通知 第 2-1-(1)
		出荷奨励金及び完納奨励金の交付の承認申請等	卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため出荷者に対し奨励金を、また、卸売代金の期限内の完納を奨励するため仲卸業者又は売買参加者に対し奨励金を交付することができる。 業務規程例では、開設者に事前に申請し承認する場合に加え、開設者が関与しない場合、報告制など一定程度関与する場合を例示している。また、開設者によっては、交付限度額等を定めている場合もある。	[出荷奨励金] 業務規程例第 59 条 [完納奨励金] 業務規程例第 62 条
C	民間の業務実態を把握する目的で申請・報告を課しているものについて、報告様式及び内容を簡素化	支払猶予の特約の承認申請	仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金を支払うことを原則とし、例外として、卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払期日及び支払方法を定めた契約を結んだときは開設者への届出が必要。	法第 44 条の 2 業務規程例第 60 条
		受託契約約款の承認申請	卸売のための販売の委託の引き受けについて約款を定め、開設者の承認を受ける。出荷者と卸売業者の間の取引の基本を定めるもの。	法第 42 条第 1 項 業務規程例第 45 条 受託契約約款例 (業務運営通知の別紙)
		事業報告書の提出	卸売業者は、事業年度ごとに法施行規則の定めるところにより、事業報告書を作成し、事業年度経過後 90 日以内に、開設者を経由して農林水産大臣に提出する。	法第 28 条 法施行規則第 17 条 別記様式第 1 号
D	流通環境に適応するため、手続の簡素化等	市場間連携及び業者間連携の承認申請	卸売業者は、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外の者に対して卸売してはならない。ただし、地方の卸売市場における集荷力の低下や産地と実需者間の契約取引の拡大等の卸売市場を取り巻く状況変化に円滑に対応できるよう例外を認めているもの。	法第 37 条 法施行規則 24 条 第 1 項第 5, 6 号 業務規程例第 40 条
		市場外指定保管場所の申請	市場外にある物品の卸売については、原則禁止。ただし、開設区域内で開設者が指定する場所（農林水産大臣が指定する開設区域の周辺の場所を含む。）は例外とするもの。	法第 39 条 法施行規則第 25 条 業務規程例第 41 条
		電子商取引の承認申請	市場外にある物品の卸売については、原則禁止。ただし、卸売業者が電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により卸売をする場合であって、開設者が市場取引委員会の意見を聴いた上で効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めた場合について、例外とするもの。	法第 39 条第 2 号 法施行規則第 26 条 業務規程例第 41 条
		市場取引委員会の調査審議	中央卸売市場における売買取引に関し必要な事項の調査審議を行うため設置する委員会。委員会の所掌は市場によって異なるが、直荷引きの禁止に係る例外措置のうち市場間連携に関する事、電子商取引の調査審議を行う。	法第 13 条の 2 業務規程例第 79～86 条
E	取扱品目及び数量が卸売市場により異なるため、一律の規制は見直し	卸売予定数量の公表及び結果の報告	卸売市場における売買取引の公正・公開性を保ち、また、卸売市場が情報の受発信拠点として機能していくため、開設者及び卸売業者が、毎日の卸売が開始される時までにその日の主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地等を掲示、卸売が終了した後の卸売の数量、価格等を公表するもの。	法第 46, 47 条 法施行規則第 29, 30, 30 条の 2, 30 条の 3, 31 条 業務規程例 第 53, 54, 55 条
		せり人の登録、更新の登録及び登録の抹消申請等	せり価格とせり落とし人を決定するせり人は、市場関係者の利害に直接影響を与える重要な地位にあり、せり取引の公正の確保のため、せり人の資質の保有と向上が必要。開設者は、登録後、初回は 3 年、以後 5 年ごとに登録更新のための試験を実施する。	法第 43 条 法施行規則第 27 条 業務規程例第 12～15 条

(注) 1 当省の調査結果による。
2 表中の「法」は、卸売市場法である。
3 表中の「法施行規則」は、卸売市場法施行規則である。

表 1-(4)-④-a

中央卸売市場における取引規制に関する意見及び地方転換市場における規制の緩和状況（総括表）

市場関係者の意見による区分	記号	規制事項 [根拠規定]・事例区分 法：卸売市場法 規：卸売市場法施行規則 例：中央卸売市場業務規程例 通知：業務運営通知	中央卸売市場										地方卸売市場										
			市場開設者					主な意見・理由等	卸売業者					市場開設者									
			A	B	C	D	E		a 青果	c 青果	e 青果	g 青果	i 青果	主な意見・理由等	F	G	H	I	J	緩和の内容等			
事前の承認申請を事後の報告等に簡素化	A-①	せり売り開始時刻前の卸売の承認申請 [法 35 条第 2 項, 例 36 条, 通知第 2-2-(3)] [A 区分]	○	△	○	×	×	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	・ 転換前から開設者が臨時に変更可能と規定 (F) ・ 事前申請、報告とも廃止 (I) ・ 事前申請を廃止 (J)
	A-②	相対取引の承認申請 [法 35 条 2 項, 規 22 条, 例 36 条] [A 区分]	○	△	○	×	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	・ 事前申請を廃止 (F, G, H, J) ・ 事前申請、報告とも廃止 (I)
	A-③	第三者販売の許可申請 [法 37 条, 規 24 条, 例 40 条] [A 区分]	○	△	○	×	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	・ 事前申請及び結果報告を廃止 (F, G) ・ 事前申請を削除し結果のみ (H, J) ・ 卸売の相手方制限撤廃 (I) ・ 紙からデータへ (J)
	A-④	直荷引きの許可申請 [法 44 条, 規 28 条, 例 49 条] [A 区分]	△	△	○	×	△	△	△	△	△	△	(仲卸業者に対する規制事項であるため、意見は聴取していない)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

法に規定のない書類等の見直し	B-①	販売原票の提出及び提出後の訂正の承認申請 [法 34 条、通知第 2-1-(1)] B 区分	× 電デ	× 電デ	○ (PDF 化)	× 電デ	△ 電デ	○ 毎日の提出・検印廃止 (C) [参考：職員業務量] 毎日 4 社から 6,500 枚提出 (C) △ 電子データにより緩和不要 (E) × 取引の適正性確認のため必要 (A、B) × 販売状況確認、施設使用料のデータ (A) [参考：職員業務量] 毎日 7 社から、原票の訂正 210 枚提出、職員 13 人が 2 時間の作業 (B)	△	○	○	△	×	○ 廃止しても影響はない。一度提出した原票に書き間違い等軽微な訂正は、紙により申請し承認 (検認) を受けなければならず負担は軽減された △ 電子データで報告しており負担は軽減された × 原始記録として必要。システム化され一連の流れ。訂正承認申請は負担	○	○	×	○	○	・規定の削除、卸の自社管理 (F, G, I, J) ・検査により担保、指摘なし (F) ・変更なし (H)
	B-②	出荷奨励金の交付の承認申請 [例 59 条] B 区分	×	△	○	×	△	○ 申請は廃止し、卸業者の事業報告書により総額を把握する (出荷者の個別確認は不要 (C)) △ 卸業者の裁量により交付先、交付率が決められ経営の自由度が高まる 既に年度当初の包括承認となっている (E) × 出荷促進、産地育成のために適正に交付しているか確認 (A、D)	△	△	○	△	△	○ 年に 1 回の承認であり、やむを得ないと思われるが、事業報告書等で把握可能なものは簡素化すべきである △ 特段の要望はないが、緩和してもよい	○	○	○	○	○	・承認申請を削除「交付することができる」規定に変更 (F, I) ・規定削除 (G, J) ・その都度から年 1 回に緩和 (H)
	B-③	完納奨励金の交付の承認申請 (包括) [例 62 条] B 区分	×	△	○	×	△	○ 申請は廃止し、卸業者の事業報告書により総額を把握する (販売先の個別確認は不要 (C)) △ 卸業者の裁量により交付先、交付率が決められ経営の自由度が高まる 既に年度当初の包括承認となっている (E) × 販売状況確認、施設使用料のデータ	△	△	○	△	△	○ 年に 1 回の承認であり、やむを得ないと思われるが、事業報告書等で把握可能なものは簡素化すべきである △ 特段の要望はないが、緩和してもよい	○	○	○	○	○	・承認申請を削除「交付することができる」規定に変更 (F, I) ・規定を削除 (G, J) ・事前承認を報告に緩和 (H)
	B-④	出荷奨励金、完納奨励金の交付届 [例 59 条、例 62 条] B 区分	×	△	○	×	△	○ 同 (出荷者、販売先の個別確認は不要) (C) △ 年度当初の包括承認となっている (E) × 販売状況確認、施設使用料のデータ × 出荷促進、産地育成のため適正に交付しているか確認が必要 (D)	△	△	○	△	△	○ 年に 1 回の承認であり、やむを得ないと思われるが、事業報告書等で把握可能なものは簡素化すべきである △ 特段の要望はないが、緩和してもよい	○	該当なし	△	○	○	・規定の削除 (F, I) ・転換後出戻は年 1 回、完戻は月報告 (H) ・年 1 回の報告
民間業務の実態把握書類の簡素化	C-①	支払猶予の特約の承認申請 [法 44 条の 2、例 60 条] C 区分	△ 届出	△	○	×	△ 届出	○ 民対民の契約の範囲内であり、開設者への提出は不要。販売先と卸売業者は継続的な販売により自然に取引条件の調整が行われている (C) △ 変更ない限り自動更新であり、負担ではない (A) × 不当差別的な特約排除、卸の財務健全性確保 (D)	○	○	○	○	△	○ 民間同士の契約の問題であり、開設者の関与を疑問視 △ 既に事後届出になっているので、事前承認の廃止を明示してもよい	○	○	実績なし	○	○	・事前申請の廃止 (F, G, I, J)
	C-②	受託契約約款の承認申請 [法 42 条 1 項、例 45 条] 「受託契約約款例 (通知の別紙)」 C 区分	△	△	○	○	△	○ 約款は卸と出荷者の契約、約款例に基づく申請であり届出で可 (D) [参考：職員業務量 1 件処理当たり 5 日間] ○ 民対民の契約の範囲内であり、開設者への提出は不要。出荷団体は組合員間の出荷調整し、取引条件の調整がとれている (C) △ 同約款の内容が適正か判断できる (B)	○	○	○	○	△	○ 変更がなければ承認は不要であり、負担ではないが、届出制で可 ○ 既に事後登録制になっている	○	○	実績なし	実績なし	○	・承認から届出 (市から県に) (F, G) ・事前申請の削除 (J)
	C-③	事業報告書の提出 [法 28 条、規 17 条-別記様式 1 号] C 区分	意見なし	○	○	○	△	○ 純資産報告は年 2 回報告 (法 20 条) だが、毎年提出する事業報告書にも含まれており、財務状況について必要に応じて提出させることが可能であるから、卸の負担軽減のため廃止してほしい (C) ○ 取扱高等卸売業務の状況は「損益計算書」に反映されるので簡略化可能 (B) ○ 貸借対照表と損益計算書を、合計と卸業務で分けて提出を求められるが、分離できない会社も多く意義薄い (D)	△	△	△	△	○	○ 事業報告は必要だと思うが、税務署に提出する決算書を報告書として認めてほしい △ 経営状況の把握のためやむを得ないと思うが、できれば簡素化が望ましい。	○	意見なし	○	意見なし	意見なし	・転換後、事業報告書のほか、国の実態調査の報告が負担 (F) ・県に報告、様式は簡略化 (H)

流通環境に 適応する ための 簡素化	D-①	市場間連携及び業者間連携の承認申請 [法 37 条、規 24 条 1 項 5, 6 号, 例 40 条] D 区分	実績なし	実績なし	○	実績なし	実績なし	○ 民対民の契約の範囲内であり、開設者への提出は不要。業者間の独自取引が可能になり、業者の経営改善につながる (C)	△	△	△	△	△	△ 事実上活用するような実績がなく、規制自体不要	○	○	実績なし	○	○	・規定の削除 (F, G, I, J)
	D-②	市場外指定保管場所の申請 [法 39 条, 規 25 条, 例 41 条] D 区分	○	○	○	○	△	○ 物流の広域化に伴い、開設区域を超えた取引が実態であり、開設者としてこれを把握するため、現行の農林水産省承認から開設者への届出へ、市場外業者との競合可能になり、卸売業者の経営改善になる (C) ○ 事業報告書で把握可 (D) ○ 届出に変更可 (A, D) [参考: 職員業務量 1 人延べ 1 か月] △ 保管場所確認まではやれていない (E)	○	○	○	○	△	○ 取引の実態が広域化しており、簡素化を希望	○	○	実績なし	○	○	・事前申請、解除の規定の廃止 (F, G, I, J)
	D-③	電子商取引の承認申請 [法 39 条 2 号, 規 26 条, 例 41 条] D 区分	×	○	○	実績なし	△	○ 市場取引委員会の形骸化 (B) ○ 取引物品の制限撤廃、受発注手段の自由化、卸売業者の経営改善につながる (C)	○	△	○	△	○	○ 電子商取引を市場の仲卸を必ず経由することとしているため円滑であるが、なお、品目、量ともに規制が強い	○	○	実績なし	○	○	・規定の削除 (F, G, I, J)
	D-④	市場取引委員会の調査審議 [法 13 条の 2, 例 79-86 条] D 区分	△	○	○	△	△	○ 市場開設運営協議会の委員と重複。一本化して機能を発揮した方がよい (C) ○ 従来の運営協議会と重複、年間 1-2 回の開催しかなく機能は発揮していない。設置及び運営は各市場に委ねてほしい (B) △ 法律のため設置、機能発揮不十分 (D) △ 意思決定機関として機能、但し、事実上の必置規制をなくして、市場の自由にしてほしい (A)	△	○	○	△	○	○ 委員会は取引に限定した決定機関となっており、利害が対立している現状では悪用される可能性がある ○ 市場の活性化にとってマイナス △ 委員会で、全量せりだったズワイガニを相対取引で可能と判断してもらい機能している	意見なし	○	○	意見なし	意見なし	・転換後に廃止 (G, H) ・市場運営委員会で対応 (H)
市場に対する 一律の 規制の 見直し	E-①	卸売予定数量の公表及び卸売結果の報告 [法 46, 47 条, 規 29, 30, 30 条の 2, 30 条の 3, 31 条, 例 53, 54, 55 条] E 区分	△ 電デ	△ 紙	○ 紙	×	△ 市場システム	○ 開設者の公表を廃止、卸業者による卸売結果のみの公表及び卸売結果のみ報告 (仲卸小売のニーズに沿った情報が発信可能) (C) △ 基本的に簡素化は可能な範囲で図るべき (E) △ 掲示しているが利用者は少ない (小売業者だけは利用している) (A) × 既に電子データ化しており緩和不要 (D) [参考: 職員業務量] 毎日 1 人 40 分データ集計 (D)]	○	○	○	○	△	○ 品目ごとに細かく入力しその結果を掲示 (公表) していてもどれほど活用されているかは疑問 ○ 毎日の入力作業のためにパート職員 1 人雇用。市況の月例報告を提出、公表され十分 ○ 水産は、水揚げによって予定数量と実際の数量に大きな開きが出る場合あり △ それほど負担でない。小売組合では必要だと話しており小売次第、既にシステム化で緩和済み	○	△	×	△	○	・結果報告を廃止 (F) ・取引実態の少ない第三者販売、電子商取引の結果報告を廃止 (G) ・取引方法の分類廃止し様式簡素化 (I) ・公表廃止、結果は紙からデータへ (J) ・変更なし (H)
	E-②	せり人の登録、更新の登録、登録の抹消申請等 [法 43 条, 規 27 条, 例 12-15 条] E 区分	×	×	○	×	△ 市場システム	○ せり割合大幅縮小 (青果 1%、水産 4%) により、試験なしで届出登録制にし、5 年の更新廃止。せり立会、価格公表、業界との定期的打合せにより公正性確保。苦情相談窓口開設により担保できる (C) × せり人資質確保、定期的な更新意義有り (C 以外) [参考: 職員業務量] 年間延 100 時間 (A) ・年間延 224 時間 (B) ・年間延 264 時間 (D)	○	×	△	×	×	○ 試験で不合格者は出ず、卸が責任も持てばよい。開設者が行う講習で十分資質は確保される △ 試験更新の間隔延長はよいが試験は必要。ただし、市場側の事務負担、人件費を考えると簡素化が望ましい × せり人は価格形成の権限を持つ。登録試験を行うことに意義あり	○	○	○	○	○	・せり割合の減少により、登録から承認、更新廃止 (F, J) ・同じ理由で承認から届出に緩和 (G, H) ・登録、更新を全て廃止 (F, I)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 中央卸売市場の「市場開設者」及び「卸売業者」、地方卸売市場の「市場開設者」は、アルファベット記号で表記した。表中の使用記号は、同じ者であることを表す。
 3 中央卸売市場の「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするものである。また、E-①「紙」は販売原票そのもの、「電デ」は同票の電子データを提出しているものである。
 4 地方卸売市場については、中央卸売市場から地方卸売市場に転換した市場の開設者から聴取した結果である。転換により、従前の中央卸売市場に適用されていた規制を緩和することが可能である。地方卸売市場の「○」は転換により規定 (規制) を廃止したものの、「△」は一部緩和したものの、「×」は緩和していないものである。

表 1-(4)-④-b

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	せり売り開始時刻前の卸売承認申請	事例番号	1	
意見の類型	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化	事例区分	A-①	
規制の内容及び目的等	緊急に出港する船舶に物品を供給する場合等通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合等に行う。これらは「先取り」であり、全てせり売りを相対取引に変更する例外措置であり市場取引の適正化と円滑化を確保するため申請させる。	規制の根拠	法第 35 条第 2 項 業務規程例第 36 条 業務運営通知 第 2-2-(3)	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	2 (○)	1 (△)	2 (×)	○ 事前申請の必要性はなく、卸売結果の報告も廃止は可能。市場と業界との定期的な打合せ、市場の苦情相談窓口開設により適正取引を担保できる。 △ せり開始前の申請手続は困難であり、緩和が望ましい。 × 電子データ化で既に簡素化している。
卸売業者(9)	7 (○)	2 (△)	0 (×)	○ せりの前にほとんど相対契約が成立しており、開始時刻前に申請するのは事実上困難。事後に結果報告に合わせて申請しているのが実情である。 △ 卸売業者に対する規制は、中央市場の公正性を担保している面があり、基本的に必要である。緩和するとすれば、公正性の確保との比較の上で、判断してほしい。
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した 5 市場における緩和状況				
調査した 5 地方市場のうち、実績のない 2 市場を除く 3 市場では、転換前から開設者側が臨時に変更可能としているもの、事前申請及び報告ともに規定を削除したもの、事前申請を廃止したものとなっている。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、() 内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	相対取引の承認申請	事例番号	2	
意見の種類	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化	事例区分	A—②	
規制の内容及び目的等	特別の事情によりせり売りを相対取引に変更する例外措置であり、市場取引の適正化と円滑化を確保するために申請させる。	規制の根拠	法第35条第2項 法施行規則第22条 業務規程例第36条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	2 (○)	2 (△)	1 (×)	○ 事前承認の必要性は乏しく、結果報告も廃止は可能である。 △ 事前申請は困難、事後申請が実態である。販売原票等で取引適正を担保できれば結果報告のみでよい。 × 取引の適正性の確認のため必要である。
卸売業者(9)	8 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 事前申請→検認→結果の報告のために、3～4人の従業員を配置している。費用対効果を考えると、ここまでしないと市場の公正性が確保できないのか疑問である。 ○ JA産地や量販店は、市場外で法規制がなく自由に取引しており、規制に縛られた卸売市場が負けている。 ○ 規制がないと消費者に不利益を与えるようなもの以外、内部的な書類のやり取り等の規制は大幅に簡素化すべきである（全てに共通）。
	2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち4市場は事前申請を廃止、1市場は事前申請及び報告とも廃止している。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	第三者販売の許可申請	事例番号	3	
意見の種類	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化	事例区分	A-③	
規制の内容及び目的等	卸と仲卸、売買参加者を対置させることが卸売市場の基本的構造であり、卸売業者は、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外に卸売してはならない。ただし、入荷量が著しく多く残品を生じるおそれがある場合など特別の事情がある場合に例外を認める。	規制の根拠	法第 37 条 法施行規則 第 24 条 業務規程例 第 40 条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	2 (○)	2 (△)	1 (×)	○ 事前承認の必要性は乏しく、結果報告も廃止は可能である。 △ 事前申請は困難、事後申請が実態である。販売原票等で取引適正を担保できれば結果報告のみでよい。 × 取引の適正性の確認のため必要である。
卸売業者(9)	8 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 第三者販売を拡大したいが、事前申請のため商機を逃す場合がある。 ○ 結果報告のみでよい。
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場とも緩和した。2市場は、事前申請及び結果報告を廃止し、2市場は事前申請を削除し結果報告のみとした。 また、1市場は、卸売の相手方制限規定を撤廃した。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	直荷引きの許可申請	事例番号	4		
意見の種類	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化	事例区分	A—④		
規制の内容及び目的等	卸と仲卸、売買参加者を対置させることが卸売市場の基本的構造であり、仲卸業者は、市場内では当該市場の卸売業者以外の者から生鮮食料品等を買入れて販売してはならない。ただし、当該市場の卸売業者から買入れることが困難な場合に例外を認める。	規制の根拠	法第44条 法施行規則第28条 業務規程例第49条		
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	1 (○)	3 (△)	1 (×)	○ 事前承認の必要性はなく、また、結果報告も廃止できる。また、仲卸業者の人件費削減に資する。 △ 施設使用料の算出データに使用しているので必要である。 × 仲卸業者の経営状況の把握になる。また、既に電子データ化している。	
卸売業者(9)	—	—	—	(仲卸業者に対する規制事項であるため、意見は聴取していない)	
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場とも全て何らかの形で簡素化した。 1市場は、事前申請及び結果の報告を廃止し、3市場は、事前申請を廃止し結果の報告のみ、1市場は、事前承認から届出に緩和した。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	販売原票の提出及び提出後の訂正承認			事例番号	5
意見の種類	法に規定のない書類の提出を業務運営通知で規制しているものについて見直し			事例区分	B-①
規制の内容及び目的等	卸売市場における取引の原始記録であり、取引終了後の出荷者に対する仕切書の作成、販売代金の請求書の作成等の基礎となる重要な帳票。各市場における公正で円滑な取引を確保する観点から、その作成が適正に行われるよう随時確認する等、開設者は卸売業者に対して指導監督に努める。			規制の根拠	(法第34条) 業務運営通知 第2-1-(1)
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	1 (○)	1 (△)	3 (×)	○ 毎日の提出・検印を廃止すべきである。 [参考：職員業務量]毎日4社から6,500枚提出 △ 電子データ化により緩和不要である。 × 取引の適正性の確認のため必要である。 × 販売状況確認、施設使用料のデータに使用している。 [参考：職員業務量]毎日7社から、原票の訂正200枚以上提出、職員13人が2時間の作業	
卸売業者(9)	4 (○)	4 (△)	1 (×)	○ 廃止しても影響はない。一度提出した原票の書き間違いの修正等の軽微な訂正は、紙により申請し承認(検認)を受けなければならない負担である。 △ 電子データで報告しており負担は軽減された。 × 原始記録として必要である。システム化されており、卸売業者は毎日の仕切から支払いまで一連の流れになっている。ただし、やむを得ず翌日に卸売価格の変更があり、それまで取引ごとに訂正承認を受けることは負担である。	
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち4市場は、規定を削除し、卸売業者の自社管理に緩和するとともに、開設者の検査により適正を担保している。また、1市場は、当面、卸売業者からの提出を継続している。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	出荷奨励金の交付承認申請	事例番号	6	
意見の種類	法に規定のない書類の提出を業務運営通知で規制しているものについて見直し	事例区分	B-②	
規制の内容及び目的等	卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し奨励金を交付することができる。業務規程例では、開設者が関与しない場合や、報告制など一定程度関与する場合を例示している。また、開設者によっては、交付限度額等を定めている場合もある。	規制の根拠	業務規程例第59条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	1 (○)	2 (△)	2 (×)	○ 申請は廃止し、卸売業者の事業報告書により総額を把握すれば足りる。また、出荷者の個別確認は不要である。 △ 卸売業者の裁量により交付先、交付率が決められ経営の自由度が高まる。 既に年度当初の包括承認になっている。 × 出荷促進、産地育成のために適正に交付しているか確認が必要である。 × 販売状況確認、施設使用料のデータに使用している。
卸売業者(9)	2 (○)	7 (△)	0 (×)	○ 年に1回の承認であり、やむを得ないと思われるが、事業報告書等で把握可能なものは簡素化すべきである。 △ 特段の要望はないが、緩和してもよい。
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場とも緩和した。4市場は承認申請の規定を削除し、うち2市場は「交付することができる」規定に変更した。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	完納奨励金の交付承認申請	事例番号	7	
意見の種類	法に規定のない書類の提出を業務運営通知で規制しているものについて見直し	事例区分	B—③	
規制の内容及び目的等	卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対し奨励金を交付することができる。業務規程例では、開設者が関与しない場合や、報告制など一定程度関与する場合を例示している。また、開設者によっては、交付限度額等を定めている場合もある。	規制の根拠	業務規程例第62条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	1 (○)	2 (△)	2 (×)	○ 申請は廃止し、卸売業者の事業報告書により総額を把握すれば足りる。 また、販売先の個別確認は不要である。 △ 卸売業者の裁量により交付先、交付率が決められ経営の自由度が高まる。 既に年度当初の包括承認になっている。 × 販売状況確認、施設使用料のデータに使用している。
卸売業者(9)	2 (○)	7 (△)	0 (×)	○ 年に1回の承認であり、やむを得ないと思われるが、事業報告書等で把握可能なものは簡素化すべきである。 △ 特段の要望はないが、緩和してもよい。
	2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場とも緩和した。4市場は承認申請の規定を削除し、うち2市場は「交付することができる」規定に変更した。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	出荷奨励金、完納奨励金の交付届	事例番号	8		
意見の種類	法に規定のない書類の提出を業務運営通知で規制しているものについて見直し	事例区分	B—④		
規制の内容及び目的等	卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため出荷者に、また、卸売代金の期限内の完納を奨励するため仲卸業者又は売買参加者に対し奨励金を交付することができる。業務規程例では、開設者が関与しない場合や、報告制など一定程度関与する場合を例示している。また、開設者によっては、交付限度額等を定めている場合もある。	規制の根拠	業務規程例 第59条, 第62条		
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	1 (○)	2 (△)	2 (×)	○ 申請は廃止し、卸売業者の事業報告書により総額を把握すれば足りる。 また、出荷者、販売先の個別確認は不要である。 △ 卸売業者の裁量により交付先、交付率が決められ経営の自由度が高まる。 既に年度当初の包括承認になっている。 × 販売状況確認、施設使用料のデータに使用している。 × 出荷促進、産地育成のために適正に交付しているか確認が必要である。	
卸売業者(9)	2 (○)	7 (△)	0 (×)	○ 年に1回の承認であり、やむを得ないと思われるが、事業報告書等で把握可能なものは簡素化すべきである。 △ 特段の要望はないが、緩和してもよい。	
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち、2市場は規定を削除し、1市場は地方市場に転換後、出荷奨励金は年1回に、完納奨励金は毎月の報告とした。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	支払猶予の特約承認申請	事例番号	9		
意見の種類	民間の業務実態を把握する目的で申請・報告を課しているものについて、報告様式及び内容を簡素化	事例区分	C—①		
規制の内容及び目的等	仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金を支払うことを原則とし、例外として、卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払期日及び支払方法を定めた契約を結んだときは開設者への届出が必要である。	規制の根拠	法第44条の2 業務規程例 第60条		
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	1 (○)	3 (△)	1 (×)	○ 民対民の契約の範囲内であり、開設者への提出は不要である。 また、販売先と卸売業者は継続的な販売により自然に取引条件の調整が行われている。 △ 変更ない限り自動更新であり、負担ではない。 × 不当差別的な特約の排除、また、卸売業者の財務健全性確保のため必要である。	
卸売業者(9)	8 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 民間同士の契約の問題であり、開設者の関与が必要か疑問である。 ○ 既に事後届出制になっているので、事前承認の廃止を明示してよい。	
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち4市場は、事前申請規定を廃止した(残り1市場は、実績なし)。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	受託契約約款の承認申請	事例番号	10	
意見の種類	民間の業務実態を把握する目的で申請・報告を課しているものについて、報告様式及び内容を簡素化	事例区分	C—②	
規制の内容及び目的等	卸売のための販売の委託の引き受けについて約款を定め、開設者の承認を受ける。出荷者と卸売業者の間の取引の基本を定めるもの。	規制の根拠	法第42条第1項 業務規程例第45条 受託契約約款例 (業務運営通知の別紙)	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	2 (○)	3 (△)	0 (×)	○ 約款は卸売業者(民)と出荷者(民)の「契約」であり、約款例に基づいて作成した約款の申請であり届出でよい。 [参考:職員業務量1件処理当たり5日間] ○ 民対民の契約の範囲内であり、開設者への提出も不要である。 ○ 出荷団体は組合員間の出荷調整を行い、卸売業者への継続的な出荷と価格の安定化を図るなど、自然に取引条件の調整ができている。 △ 受託契約約款の内容が適正か判断できる。 △ 取引の適正性を確認できる。
卸売業者(9)	8 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 変更がなければ承認は不要であり、負担ではないが、届出制でよい。 ○ 既に事後登録制になっている。
	2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち3市場は緩和した。2市場は承認から届出(市あてから県あてに)に変更し、1市場は事前申請の規定を削除した(残り2市場は、実績なし)。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	事業報告書の提出	事例番号	11
意見の類型	民間の業務実態を把握する目的で申請・報告を課しているものについて、報告様式及び内容を簡素化	事例区分	C-③
規制の内容及び目的等	卸売業者は、事業年度ごとに法施行規則の定めるところにより、事業報告書を作成し、事業年度経過後90日以内に、開設者を経由して農林水産大臣に提出する。	規制の根拠	法第28条 法施行規則第17条 別記様式第1号

卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	3 (○)	1 (△)	0 (×)	<p>○ 純資産報告は年2回報告(法20条)だが、報告内容は事業報告書にも含まれており、財務状況について必要に応じて提出させることが可能であるから(注2)、卸売業者の負担軽減のため廃止してほしい。</p> <p>○ 取扱高等卸売業務の状況は「損益計算書」に反映されるので簡略化が可能である。</p> <p>○ 貸借対照表と損益計算書を、合計と卸業務で分けて提出を求められるが、分離できない会社も多く意義が薄い(注3)。</p>	
卸売業者(9)	1 (○)	8 (△)	0 (×)	<p>○ 事業報告は必要だと思うが、税務署に提出する決算書を報告書として認めてほしい。</p> <p>△ 経営状況の把握のためやむを得ないと思うが、できれば簡素化が望ましい。</p>	
<p>(注) 1 開設者のうち、1開設者は、「意見なし」としている。</p> <p>2 本意見の開設者は、様式第1号「事業報告書」の報告を求める事項の内容が同じであれば、卸売業者が作成している決算書、総会・取締役会議事録などの提出も広く認めてよいものと思われるとしている。</p> <p>3 この点について、本意見の開設者は、次のとおりとしている。</p> <p>様式第1号「事業報告書」第2「経理の状況」の貸借対照表(BS)及び損益計算書(PL)は、(1)合計貸借対照表と、(2)卸売業務貸借対照表を別々に作表・報告させているが、見直しが必要と思われる。理由は、流通業を含めて企業にとっては、収益構造の改善は急務であり、そのために部課の職務分掌を弾力化し、横断的な業務を社員各人がこなしている。</p> <p>つまり、収益構造の改善策として社の資源投入の効率性を高めることに各社が懸命になっている状況においては、「全体」と「卸売業務」でBS、PLをそれぞれ作表することは現状においては意味がなくなっていると思われる。</p>					
<p>2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況</p> <p>調査した5地方市場のうち2市場は規定を削除して、国への事業報告書はなくなって良かったとの意見である。</p>					

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。
 3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	市場間連携及び業者間連携の承認申請	事例番号	12	
意見の種類	流通環境に適応するための手続の簡素化等	事例区分	D-①	
規制の内容及び目的等	卸売業者は、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外の者に対して卸売してはならない。ただし、地方の卸売市場における集荷力の低下や産地と実需者間の契約取引の拡大等の卸売市場を取り巻く状況変化に円滑に対応できるよう例外を認めているもの。	規制の根拠	法第 37 条 法施行規則 24 条 第 1 項第 5 号, 第 6 号 業務規程例第 40 条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	1 (○)	0 (△)	0 (×)	○ 民対民の契約の範囲内であり、開設者への提出は不要である。 業者間の独自取引が可能になり、業者の経営改善につながる。 (ほかの 4 市場は、実績がない)
卸売業者(9)	0 (○)	9 (△)	0 (×)	△ 事実上活用する例がなく、規制自体残しておく理由は乏しい。
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した 5 市場における緩和状況 調査した 5 地方市場のうち 4 市場は規定を削除して緩和した（残り 1 市場は実績なし）。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。				

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。
3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、
() 内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	市場外指定保管場所の申請、解除	事例番号	13	
意見の種類	流通環境に適応するための手続の簡素化等	事例区分	D-②	
規制の内容及び目的等	市場外にある物品の卸売については、原則禁止。ただし、開設区域内で開設者が指定する場所（農林水産大臣が指定する開設区域の周辺の場所を含む。）は例外とするもの。	規制の根拠	法第 39 条 法施行規則第 25 条 業務規程例第 41 条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	4 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 物流の広域化に伴い、開設区域を超えた取引が実態であり、開設者としてこれを把握するため、現行の農林水産省承認から開設者への届出に緩和すべきである。緩和により、市場外業者との競合可能になり、卸売業者の経営改善になる。 ○ 事業報告書の報告内容で把握できる。 ○ 届出に変更できる。 [参考：職員業務量 1 人延べ 1 か月] △ 保管場所確認まではできていない。
卸売業者(9)	8 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 取引の実態が広域化しており、簡素化を希望する。
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した 5 市場における緩和状況 調査した 5 地方市場のうち 4 市場は事前申請、解除の規定を廃止して緩和した（残り 1 市場は実績なし）。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、() 内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	電子商取引の承認申請	事例番号	14		
意見の種類	流通環境に適応するための手続の簡素化等	事例区分	D - ③		
規制の内容及び目的等	市場外にある物品の卸売については、原則禁止。ただし、卸売業者が電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により卸売をする場合であって、開設者が市場取引委員会の意見を聴いた上で効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めた場合について、例外とするもの。	規制の根拠	法第 39 条第 2 号 法施行規則第 26 条 業務規程例第 41 条		
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	2 (○)	1 (△)	1 (×)	○ 市場取引委員会が形骸化している。 ○ 取引物品の制限撤廃、受発注手段の自由化が望ましい。緩和により卸売業者の経営改善につながる。 (1 市場は電子商取引を未実施)	
卸売業者(9)	5 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 電子商取引を市場の仲卸を必ず経由することとしているため円滑であるが、なお、品目、量ともに規制が強い。 (3 業者は電子商取引を未実施)	
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した 5 市場における緩和状況 調査した 5 地方市場のうち 4 市場は規定を削除して緩和した（残り 1 市場は実績なし）。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、() 内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	市場取引委員会の調査審議	事例番号	15	
意見の類型	流通環境に適応するための手続の簡素化等	事例区分	D—④	
規制の内容及び目的等	中央卸売市場における売買取引に関し必要な事項の調査審議を行うため設置する委員会。委員会の所掌は市場によって異なるが、直荷引きの禁止に係る例外措置のうち市場間連携に関すること、電子商取引の調査審議を行う。	規制の根拠	法第13条の2 業務規程例第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、86条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	2 (○)	3 (△)	0 (×)	○ 農林水産省の業務運営通知により、市場取引委員会と市場開設運営協議会を別々に設置しているが、ともに市場の代表者で構成されており、双方を分ける必要性はない。むしろ、同運営協議会に1本化して審議する方が、市場全体を考慮した議論になると思われる。 ○ 既存の運営協議会と重複。設置及び運営は各市場の判断に委ねることとしてよい。 △ 今のところ、専門部会の開催回数を多くし機能しているが、事実上の必置規制をやめて自由にしてほしい。 △ 法律があるため設置しているが、年に1回しか開催しておらず、審議機能の発揮が不十分である。
卸売業者(9)	5 (○)	4 (△)	0 (×)	○ 市場取引委員会は取引に限定した決定機関となっており、利害が対立している現状では悪用される可能性がある。 ○ 農林水産省が同委員会を設置させる意図が理解できない。同委員会は市場の活性化にとって逆の作用をしている。 △ 同委員会で、全量せりだったズワイガニを相対取引で可能と判断してもらい、機能している。
	2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち2市場は転換後に規定を廃止し、うち1市場は市場運営委員で対応している。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	卸売予定数量の公表及び結果の報告	事例番号	16		
意見の類型	取扱品目及び数量が卸売市場により異なるため、一律の規制は見直し	事例区分	E-①		
規制の内容及び目的等	卸売市場における売買取引の公正・公開性を保ち、また、卸売市場が情報の受発信拠点として機能していくため、開設者及び卸売業者が、毎日の卸売が開始される時までにその日の主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地等を掲示、卸売が終了した後の卸売の数量、価格等を公表するもの。	規制の根拠	法第46条, 第47条 法施行規則 第29～31条 業務規程例 第53～55条		
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者 (5市場)	1 (○)	3 (△)	1 (×)	○ 開設者の公表を廃止し、卸売業者による卸売結果のみの公表及び卸売結果のみの報告に緩和すべきである（仲卸・小売のニーズに沿った情報発信が可能になる）。 △ 基本的に簡素化は可能な範囲で図るべきである。 △ 掲示しているが利用者は少ない（小売業者だけは利用している）。 × 既に電子データ化しており緩和は不要。 [参考：職員業務量]毎日1人40分集計作業	
卸売業者 (9業者)	8 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 品目ごとに細かく入力しその結果を掲示（公表）していてもどれほど活用されているかは疑問である。 ○ 毎日の入力作業のためにパート職員を1人雇用。市況の月例報告を提出、公表しており、必要性は低い。 ○ 水産物は、水揚げによって予定数量と実際の数量に大きな開きが出る場合がある。 △ それほど負担でない。小売組合では必要だと話しており、緩和の可否は小売業者次第、既にシステム化して緩和済みである。	
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち、2市場は、転換に伴うメリットを活かすため、公表及び結果報告の規定を廃止し、2市場は報告のみ緩和した。また、1市場は、当面、転換に伴う変更は行わず、中央市場当時からの公表、結果報告を継続している。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	せり人登録、登録更新申請、登録取消し、消除	事例番号	17	
意見の類型	取扱品目及び数量が卸売市場により異なるため、一律の規制は見直し	事例区分	E—②	
規制の内容及び目的等	せり価格とせり落とし人を決定するせり人は、市場関係者の利害に直接影響を与える重要な地位にあり、せり取引の公正の確保のため、せり人の資質の保有と向上が必要。開設者は、登録後、初回は3年、以後5年ごとに登録更新のための試験を実施する。	規制の根拠	法第43条 法施行規則第27条 業務規程例 第12条、第13条、 第14条、第15条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	1 (○)	1 (△)	3 (×)	○ せり割合の大幅縮小により、試験なしで届出登録制にし、5年の更新を廃止してほしい。せり立会、価格公表、業界との定期的打合せにより公正性確保が可能である。また、苦情相談窓口開設により担保できる。 × せり人の資質確保のため、定期的に更新する意義がある。 [参考:職員の年間業務量は市場により100時間、224時間、264時間と差が大きい]
卸売業者(9)	2 (○)	2 (△)	5 (×)	○ 試験で不合格者は出ず、卸売業者が責任も持てばよい。開設者が行う講習で十分資質は確保される。コンプライアンスの問題であり、届出制に緩和できる。 △ 試験更新の間隔を延長するのはよいが試験は必要。ただし、市場側の事務負担、人件費を考えると簡素化が望ましい。 × せり人は価格形成の権限を持つので、登録試験を行うことに意義がある。
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場とも全て何らかの形で簡素化した。 3市場は、せり割合の減少から、登録制の試験及び更新を廃止し、2市場は届出制に緩和した。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。